

職員の給与等に関する報告及び 給与改定に関する勧告

平成30年10月

広島県人事委員会

は じ め に

人事委員会は、公正な人事行政を確立し、行政の民主的で能率的な運営を確保するため、地方公務員法に基づいて設置された人事行政の専門機関であり、任命権者が行う職員の人事管理が適正に行われるよう、中立・公正な立場で、人事行政の運営に関する調査、研究、企画、立案を行い、その成果に基づいて、勧告、報告するなどの地方公務員法に定められた役割を担っている。

このうち、人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるための制度である。

このため、本委員会は、民間事業の従事者の給与や、本県職員の勤務条件、国及び他の地方公共団体の職員の勤務条件、その他社会情勢について調査、研究を行い、その成果を踏まえ、職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告を行うものである。



平成30年10月2日

広島県議会議長

山 木 靖 雄 様

広島県知事

湯 崎 英 彦 様

広島県人事委員会

委員長 加 藤 誠

職員の給与等について

地方公務員法第8条，第14条及び第26条の規定に基づき，一般職の職員の給与について別紙1のとおり報告し，あわせて，給与の改定について別紙2のとおり勧告するとともに，人事行政における当面の諸課題について別紙3のとおり報告します。

この勧告に対し，その実現のために所要の措置を講じられるとともに，報告の中で触れた諸課題について，解決に向けた取組を進められることを希望します。

目 次

(別紙 1)

職員の給与に関する報告	給与報告	1
1 職員の給与等		1
(1) 職員数及び職員構成		1
(2) 平均年齢, 年齢階層別職員構成及び平均経験年数		2
(3) 学歴別職員構成		3
(4) 平均給与月額		4
2 民間給与等の調査		4
(1) 給与改定等の状況		5
(2) 初任給の状況		6
3 職員給与と民間給与との比較		6
(1) 月例給		6
(2) 特別給		7
4 職員給与と国家公務員給与との比較		7
5 物価及び生計費		8
6 人事院の給与勧告等		8
7 結び		9
(1) 平成 30 年 4 月の民間給与との較差等に基づく給与改定		9
(2) 給与制度をめぐる諸課題		10
(3) 給与勧告実施の要請		11

(別紙2)

勸告	1
----	---

(別紙3)

人事行政における当面の諸課題に関する報告	人事報告 1
1 人材の確保・育成等	1
(1) 多様で有為な人材の確保	1
(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進	1
(3) 人材育成	2
(4) 女性の活躍の推進	2
(5) 新しい臨時・非常勤職員制度への対応	3
2 働き方改革と勤務環境の整備	3
(1) 時間外勤務の縮減等	3
(2) 両立支援の取組の推進	5
3 職員の健康管理等	6
(1) 職員の健康管理	6
(2) ハラスメントの防止	6
(3) 長距離・長時間通勤の解消	6
4 高齢層職員の能力及び経験の活用	7
(1) 再任用制度	7
(2) 定年の引上げ	7
5 不祥事防止に向けた取組の徹底	7

(別添資料)

人事院の給与勧告等の概要

給与勧告の骨子	別添 1
公務員人事管理に関する報告の骨子	2
定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正に ついての意見の申出の骨子	3

職員の給与に関する報告

職員の給与に関する報告

本人事委員会は、昨年10月に職員の給与等に関する報告書を提出して以来、本県職員の給与の実態及び民間事業所における給与並びに生計費等給与決定に関連のある諸般の事情等について調査を行ったので、次のとおり報告する。

1 職員の給与等

本人事委員会が行った本年4月現在における人事統計調査によれば、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含み、再任用職員等を除く。以下同じ。）の給与等の状況は次のとおりであり、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種8給料表の適用を受けている。

(1) 職員数及び職員構成

第1表のとおり、職員の総数は23,533人で、昨年と比べると177人減少しており、給料表別の職員構成比は、教育職が全体の51.5%を占め、以下、行政職24.3%、公安職21.9%、医療職1.2%、研究職1.1%となっている。

【説明資料 第1表参照】

■第1表 給料表別職員数及び構成比 (単位：人)

区分 給料表	職員数			平成30年 職員構成比
	平成30年	平成29年	増減	
全給料表	23,533	23,710	△177	100.0%
行政職給料表	5,728	5,718	+10	24.3%
公安職給料表	5,148	5,149	△1	21.9%
教育職給料表(二)(ロ)	4,168	4,253	△85	51.5%
教育職給料表(三)(イ)	7,951	8,059	△108	
研究職給料表	263	260	+3	1.1%
医療職給料表(一)	41	39	+2	1.2%
医療職給料表(二)	163	166	△3	
医療職給料表(三)	71	66	+5	

(注) 各年の4月1日現在の人事統計調査による(以下、第6表までについて同じ。)

(2) 平均年齢、年齢階層別職員構成及び平均経験年数

職員の平均年齢は41.9歳である。これを給料表別にみると、第2表のとおり、平均年齢が最も高いのは教育職給料表(二)(ロ)の適用者（高等学校の教諭等）及び医療職給料表(三)の適用者（保健師等）で44.3歳、最も低いのは公安職給料表の適用者（警察官）で37.9歳となっている。

なお、職員数を5歳幅の年齢階層別でみると、第3表のとおり、55歳以上の年齢階層が最も多い職員構成となっており、各年齢階層の構成比を昨年と比べると、39歳以下の各年齢階層が増加している。

また、第4表のとおり、職員の平均経験年数は20.1年である。これを給料表別にみると、平均経験年数が最も長いのは行政職給料表の適用者で22.3年、最も短いのは医療職給料表(一)の適用者（医師等）で15.5年となっている。

【説明資料 第1表参照】

■第2表 給料表別平均年齢

(単位：歳)

区 分 給料表	平 均 年 齢		
	平成30年	平成29年	増 減
全 給 料 表	41.9	42.1	△0.2
行 政 職 給 料 表	43.7	43.8	△0.1
公 安 職 給 料 表	37.9	37.8	+0.1
教育職給料表(二)(ロ)	44.3	44.5	△0.2
教育職給料表(三)(イ)	41.9	42.5	△0.6
研 究 職 給 料 表	43.4	43.6	△0.2
医 療 職 給 料 表 (一)	39.2	39.1	+0.1
医 療 職 給 料 表 (二)	41.1	41.1	0.0
医 療 職 給 料 表 (三)	44.3	45.1	△0.8

■第3表 年齢階層別職員構成比

(単位：%)

年 齢 階 層	18～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55歳 以上
平成30年	7.5	12.4	12.1	10.3	11.5	12.8	15.5	18.0
平成29年	7.3	12.0	11.4	10.2	11.9	12.9	16.1	18.1
増 減	+0.2	+0.4	+0.7	+0.1	△0.4	△0.1	△0.6	△0.1
参 考 平成20年	3.8	7.7	9.8	11.7	14.5	19.6	19.9	13.0

(注) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある（以下の各表において同じ。）。

■第4表 給料表別平均経験年数

(単位:年)

区 分 給料表	平 均 経 験 年 数		
	平成30年	平成29年	増 減
全 給 料 表	20.1	20.3	△0.2
行 政 職 給 料 表	22.3	22.5	△0.2
公 安 職 給 料 表	17.3	17.2	+0.1
教育職給料表(二)(ロ)	21.8	22.0	△0.2
教育職給料表(三)(イ)	19.4	20.0	△0.6
研 究 職 給 料 表	20.7	20.9	△0.2
医 療 職 給 料 表 (一)	15.5	15.5	0.0
医 療 職 給 料 表 (二)	17.1	17.2	△0.1
医 療 職 給 料 表 (三)	22.2	23.0	△0.8

(3) 学歴別職員構成

職員の学歴別構成は、第5表のとおり、大学卒が80.4%と最も多く、次いで高校卒13.1%、短大卒6.4%、中学卒0.0%の順となっている。

学歴別構成比を昨年と比べると、大学卒が0.3ポイント増加し、短大卒が0.4ポイント減少している。

【説明資料 第2表参照】

■第5表 給料表別学歴別職員構成比

(単位: %)

区 分 給料表	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒	
		増減		増減		増減		増減
全 給 料 表	80.4	+0.3	6.4	△0.4	13.1	0.0	0.0	0.0
行 政 職 給 料 表	66.1	+0.8	10.8	△0.7	23.1	△0.1	0.0	0.0
公 安 職 給 料 表	62.4	+0.2	3.7	△0.1	33.9	0.0	0.0	0.0
教育職給料表(二)(ロ)	95.5	+0.2	4.0	△0.1	0.6	0.0	—	—
教育職給料表(三)(イ)	93.5	+0.5	6.5	△0.5	0.0	0.0	—	—
研 究 職 給 料 表	99.6	0.0	—	—	0.4	0.0	—	—
医 療 職 給 料 表 (一)	100.0	0.0	—	—	—	—	—	—
医 療 職 給 料 表 (二)	93.3	+0.5	6.7	△0.5	—	—	—	—
医 療 職 給 料 表 (三)	97.2	+1.7	2.8	△1.7	—	—	—	—

(注) 「増減」は平成29年の状況からの増減である。

(4) 平均給与月額

職員の本年４月における平均給与月額は、第６表のとおり、392,730円で、これを給料表別にみると、最も高いのは医療職給料表(一)の適用者で820,296円、最も低いのは医療職給料表(二)の適用者（薬剤師，獣医師等）で361,105円となっている。平均給与月額を昨年と比べると全体では0.1％（531円）減少しているが、これを給料表別にみると、減少率が最も高いのは医療職給料表(三)の適用者となっている。

【説明資料 第３表参照】

■第６表 職員１人当たりの平均給与月額 (単位：円)

区 分 給料表	平 均 給 与 月 額			
	平成30年	平成29年	増減額	増減率
全 給 料 表	392,730	393,261	△ 531	△0.1％
行 政 職 給 料 表	385,451	386,738	△ 1,287	△0.3％
公 安 職 給 料 表	361,433	358,653	＋ 2,780	＋0.8％
教育職給料表(二)(ロ)	425,640	425,987	△ 347	△0.1％
教育職給料表(三)(イ)	399,304	401,160	△ 1,856	△0.5％
研 究 職 給 料 表	404,172	405,734	△ 1,562	△0.4％
医 療 職 給 料 表 (一)	820,296	831,195	△10,899	△1.3％
医 療 職 給 料 表 (二)	361,105	355,721	＋ 5,384	＋1.5％
医 療 職 給 料 表 (三)	364,291	371,418	△ 7,127	△1.9％

2 民間給与等の調査

本人事業委員会は、本県の民間給与の実態を把握し職員給与と民間給与との比較を行うため、人事院及び広島市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の1,330の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法（調査事業所が特定の業種や企業規模に偏ることがないように、幾つかのグループに区分し、それぞれのグループから無作為に選り出す抽出方法）によって抽出した350事業所について、平成30年職種別民間給与実態調査（以下「民間給与実態調査」という。）を実施し、公務の行

政職と類似すると認められる事務・技術関係の職種12,735人及び研究員、医師等の職種1,302人について、本年4月分として支払われた給与月額等の調査を行った。また、その際、各民間企業における給与改定の状況等について、詳細に調査を行った。

本年の調査完了率は、各事業所の協力を得て、86.7%となっており、調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。

【説明資料 第13表、第15表参照】

(1) 給与改定等の状況

民間における給与改定等の状況は、第7表及び第8表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は38.5%（昨年34.1%）であり、昨年に比べ4.4ポイント増加している。また、定期昇給を実施した事業所の割合は89.7%（同89.8%）であり、昨年に比べ0.1ポイント減少している。

■第7表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

区 分 役職段階		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係 員	H30	38.5	12.2	0.0	49.3
	H29	34.1	13.2	0.0	52.6
課長級	H30	30.2	12.6	0.0	57.2
	H29	25.5	15.8	0.0	58.7

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

■第8表 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

区 分 役職段階		定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			昨年と比較して昇給額が					
			増額	減額	変化なし			
係 員	H30	90.6	89.7	25.5	3.6	60.6	0.8	9.4
	H29	90.1	89.8	17.6	6.1	66.1	0.3	9.9
課長級	H30	79.8	79.4	21.5	3.6	54.3	0.4	20.2
	H29	81.0	80.3	12.7	5.5	62.0	0.8	19.0

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

(2) 初任給の状況

民間における初任給の改定状況は、第9表のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で38.5%（昨年39.7%）、高校卒で15.9%（同13.3%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で44.6%（同45.9%）、高校卒で50.4%（同45.5%）であり、昨年に比べ大学卒は1.3ポイント減少し、高校卒は4.9ポイント増加している。一方、据え置いた事業所の割合は大学卒で55.4%（同54.1%）、高校卒で49.6%（同51.7%）であり、昨年に比べ、大学卒は1.3ポイント増加し、高校卒は2.1ポイント減少している。

【説明資料 第14表，第17表参照】

■第9表 民間における初任給の改定状況

（単位：％）

区 分 学 歴		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	H30	38.5	(44.6)	(55.4)	(0.0)	61.5
	H29	39.7	(45.9)	(54.1)	(0.0)	60.3
高 校 卒	H30	15.9	(50.4)	(49.6)	(0.0)	84.1
	H29	13.3	(45.5)	(51.7)	(2.8)	86.7

（注）1 事務員と技術者のみを対象としたものである（事業所単位による集計）。

2 （ ）内は、採用がある事業所を100とした割合である。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

人事統計調査及び民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所の従業員においては公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の本年4月の給与額を対比させ、精密に比較したところ、第10表のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均641円（0.16%）下回っている。

【説明資料 第3表，第15表，第16表参照】

■第10表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差((A)-(B)) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
391,980 円	391,339 円	641円 (0.16%)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢階層別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである(ラスパイレス方式)。
- 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から、時間外手当、通勤手当及びこれらに相当する手当を除いたものである。
- 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者5,728人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた5,539人(平均年齢44.4歳)である。

(2) 特別給

民間給与実態調査の結果によると、第11表のとおり、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は所定内給与月額の4.45月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の平均年間支給月数(4.40月)が民間事業所の特別給を0.05月分下回っている。

【説明資料 第19表参照】

■第11表 民間における特別給の支給状況

区 分	特 別 給 の 支 給 割 合
下 半 期	2.23 月分
上 半 期	2.22 月分
年 間 計	4.45 月分

(注) 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

4 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の平成29年地方公務員給与実態調査によれば、平成29年4月1日における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県職員の給料月額を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、

国家公務員の俸給水準を100とした場合の本県のラスパイレース指数は100.5（平成28年100.6）であり，前年に比べ0.1ポイント減少している。

なお，地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数は100.2（同100.0）であり，前年に比べ0.2ポイント増加している。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数（全国）は，昨年4月に比べ0.6%の増となっている。

また，同局の家計調査における本年4月の消費支出（二人以上の世帯・全国）は，昨年4月に比べ0.5%の減となっている。

次に，上記家計調査等を基礎として算定した本年4月の世帯人員別（2人世帯から4人世帯まで）の標準生計費は，第12表のとおりとなっている。

【説明資料 第24表参照】

■第12表 標準生計費

区 分	標 準 生 計 費		
	2人世帯	3人世帯	4人世帯
全 国	150,690円	186,520円	222,350円
広 島 市	156,463円	189,365円	222,261円

6 人事院の給与勧告等

人事院は，本年8月10日，国会と内閣に対し，国家公務員に係る「職員の給与に関する報告」及び「公務員人事管理に関する報告」を行い，あわせて，給与の改定についての勧告を行った。

この中で，給与改定については，本年4月の国家公務員の月例給が民間給与を655円下回っていることから，民間給与との均衡を図るため俸給表水準を引き上げるほか，民間の特別給の支給状況を考慮して勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げることとされた。また，初任給調整手当及び宿日直手当について支給額を引き上げることとされた。

次に，「公務員人事管理に関する報告」については，国民の信頼回復に向

けた取組，人材の確保及び育成並びに働き方改革と勤務環境の整備等について報告された。

さらに，人事院は，同日，「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行った。

これらの概要については，別添資料のとおりである。

7 結び

(1) 平成30年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

職員の給与の決定に関係のある基礎的な諸条件については，以上述べたとおりであり，職員給与と民間給与との比較結果及び人事院の勧告の内容等を総合的に勘案すると，本年の職員の給与について，次のとおり措置すべきものとする。

ア 給料表

本年の職員給与が民間給与を641円下回っていることから，民間給与との均衡を図るため，給料表を改定することとし，行政職給料表について，職員給与と民間給与との較差の程度や初任給の差，人事院の改定の考え等を踏まえて，若年層を中心に全ての号給を引き上げるとともに，本県の給料表の構造を踏まえた改定を行う必要がある。

行政職給料表と同様の構造となっている医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)については，行政職給料表との均衡を基本に改定を行う必要がある。

また，全国人事委員会連合会が作成した「参考モデル給料表」を参考としている教育職給料表を含むその他の給料表については，行政職給料表の改定内容を踏まえて，若年層を中心に全ての号給を引き上げる改定を行う必要がある。

イ 初任給調整手当

人事院は，医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し，医師の処遇を確保する観点から，医師に対する初任給調整手当について，所要の改定を行うこととしている。

本県においても，国家公務員の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

ウ 宿日直手当

人事院は、宿日直手当について、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行うこととしている。

本県においても、国家公務員の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

エ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、現行の職員の年間支給月数（4.40月）が民間事業所における賞与等の特別給（4.45月分）を下回っていることから、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月とする必要がある。支給月数の引上げ分は、国の改定状況や民間事業所における特別給の配分状況を参考にして、勤勉手当に配分することとし、6月分と12月分の勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げる必要がある。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、国家公務員の改定に準じて改定する必要がある。

なお、国は、6月分と12月分の期末手当の支給割合が均等になるよう配分することとしており、本県においても、6月分と12月分の期末手当の支給割合が均等になるよう配分する必要がある。

オ 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく給与改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。ただし、6月分と12月分の期末手当の支給割合を均等に配分する改定については、平成31年4月1日から実施する。

(2) 給与制度をめぐる諸課題

ア 高齢層職員の昇給制度の見直し

国が平成26年から実施している、55歳を超える職員の昇給抑制措置については、多くの都道府県で国に準じた導入が進められているところであるが、本県における勤務成績を昇給に反映させる際の運用等の実態や平成28年から実施している本県独自の給料表の見直しなどを踏まえ、引き続き検討する必要がある。

イ 通勤手当

適材適所の配置や人材の育成など、人事管理上の必要性により県内各地への異動が行われている中で、本県の地理的事情や交通網の整備状況等から、多くの職員が通勤手段として新幹線や高速道路等を利用している。

こうした中で、本県の通勤手当制度について、職員の通勤実態や通勤に要する費用負担の状況、他の都道府県の動向等を踏まえ、次のとおり見直す必要がある。

まず、全額支給限度額について、前回改定から10年が経過する中、一定数の職員について相当程度の経済的負担が生じている状況がある。このため、通勤手当に係る職員の負担軽減の観点から、全額支給限度額について引き上げる必要がある。

また、自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当額について、前回改定した平成5年以降の自動車性能の向上等の状況を踏まえ、自動車等の使用距離区分ごとの額を引き下げる必要がある。

なお、自動車等により通勤する職員のうち、一定数の職員が有料駐車場等を利用し、その費用を自己負担していることなどを踏まえ、駐車場等料金についても、一定の要件の下、通勤手当を支給することについて検討する必要がある。

(3) 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえた月例給及び特別給等の引上げを求めるものである。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼

と負託に応えるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

勸告

勧 告

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

1 平成30年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号。以下「給与条例」という。）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表1から別表5までのとおり改定すること。

イ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿直勤務又は日直勤務は4,400円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿直勤務又は日直勤務は7,400円とし、常直勤務に係る支給月額を22,000円とすること。

ウ 期末手当

- (ア) 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.125月分（給与条例第18条第2項第2号イに規定する特定幹部職員（(イ)及びエにおいて「特定幹部職員」という。）にあつては、それぞれ0.925月分）とすること。

- (イ) 再任用職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ0.525月分）とすること。

エ 勤勉手当

- (ア) 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ1.125月分）とすること。

(イ) 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.45月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ0.55月分）とすること。

(2) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の改正

現行給料表を別表6のとおり改定すること。

(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表7のとおり改定すること。

イ 期末手当

(ア) 平成30年度の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.45月分及び1.55月分とすること。

(イ) 平成31年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分とすること。

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年広島県条例第1号）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。

イ 期末手当

(ア) 平成30年度の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.45月分及び1.55月分とすること。

(イ) 平成31年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分

とすること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(1)のウ、(3)のイの(イ)及び(4)のイの(イ)については、平成31年4月1日から実施すること。

(2) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講じること。

別表 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,200	230,100	263,900	319,300	435,300	461,300	509,300
	2	145,300	231,700	265,800	321,500	439,300	465,300	513,300
	3	146,500	233,200	267,600	323,800	445,300	471,300	519,300
	4	147,600	234,800	269,700	326,000	453,300	479,300	527,300
	5	148,700	236,200	271,400	328,200			
	6	149,800	237,900	273,300	330,200			
	7	150,900	239,400	275,200	332,400			
	8	152,000	241,000	277,300	334,600			
	9	153,100	242,200	279,300	336,500			
	10	154,500	243,700	281,300	338,700			
	11	155,800	245,300	283,400	340,700			
	12	157,100	246,700	285,400	342,900			
	13	158,400	248,200	287,300	344,700			
	14	159,900	249,700	289,400	346,700			
	15	161,400	251,000	291,400	348,700			
	16	163,000	252,400	293,400	350,700			
	17	164,300	253,900	295,200	352,400			
	18	165,800	255,500	297,200	354,400			
	19	167,300	257,200	299,300	356,200			
	20	168,800	259,000	301,300	358,100			
	21	170,200	260,600	303,100	360,000			
	22	172,900	262,400	305,200	361,900			
	23	175,500	264,100	307,200	363,900			
	24	178,100	265,800	309,300	365,800			
	25	180,800	267,700	311,000	367,800			
	26	182,500	269,600	313,100	369,700			
	27	184,100	271,400	315,100	371,700			
	28	185,800	273,200	317,100	373,700			
	29	187,300	274,900	318,800	375,200			
	30	189,000	276,800	320,800	377,000			
	31	190,800	278,700	322,800	378,800			
	32	192,500	280,400	324,900	380,400			
	33	194,100	281,900	326,100	382,200			
	34	195,900	283,800	328,100	383,600			
	35	197,700	285,600	330,000	385,100			
	36	199,500	287,500	332,100	386,700			
	37	201,000	289,100	334,000	388,100			
	38	202,800	290,800	335,900	389,300			
	39	204,600	292,600	337,900	390,500			
	40	206,400	294,400	339,800	391,600			
	41	208,000	295,900	341,600	392,700			
	42	209,800	297,600	343,500	393,900			
	43	211,600	299,100	345,300	395,100			
	44	213,400	300,700	347,200	396,200			
	45	214,800	302,300	348,700	396,900			
	46	216,600	304,000	350,100	397,600			
	47	218,300	305,600	351,600	398,300			
	48	220,100	307,300	353,100	399,000			

49	221,800	308,200	354,700	399,600
50	223,500	309,700	356,100	400,200
51	225,100	311,200	357,600	400,700
52	226,700	312,800	359,100	401,100
53	228,100	314,400	360,500	401,500
54	229,800	316,000	361,500	401,800
55	231,400	317,600	362,700	402,100
56	233,000	319,100	363,900	402,400
57	234,100	320,600	364,800	402,700
58	235,600	321,800	365,800	403,000
59	237,000	323,000	366,800	403,300
60	238,300	324,200	367,800	403,600
61	239,600	324,900	368,800	403,900
62	240,800	325,800	369,700	404,200
63	241,800	326,600	370,600	404,500
64	243,000	327,400	371,500	404,800
65	244,300	328,300	372,300	405,100
66	245,400	328,700	373,000	405,400
67	246,600	329,400	373,800	405,700
68	247,900	330,200	374,600	406,000
69	248,800	331,000	375,200	406,200
70	250,200	331,700	375,900	406,500
71	251,600	332,400	376,600	406,800
72	253,000	333,100	377,300	407,100
73	254,400	333,600	377,800	407,300
74	255,800	334,200	378,500	407,600
75	257,200	334,700	379,100	407,900
76	258,500	335,300	379,700	408,100
77	259,700	335,600	380,100	408,300
78	261,000	336,100	380,700	408,600
79	262,400	336,500	381,300	408,900
80	263,700	337,000	381,900	409,100
81	264,800	337,400	382,300	409,300
82	265,900	337,900	382,800	409,600
83	267,200	338,400	383,300	409,900
84	268,500	338,900	383,900	410,100
85	269,500	339,200	384,200	410,300
86	270,600	339,600	384,600	
87	271,900	340,100	385,000	
88	273,200	340,500	385,400	
89	274,100	340,800	385,700	
90	275,100	341,200	386,000	
91	276,000	341,700	386,300	
92	277,100	342,100	386,600	
93	278,200	342,300	386,800	
94		342,700	387,100	
95		343,200	387,400	
96		343,600	387,600	
97		343,800	387,700	
98		344,200	388,000	
99		344,600	388,300	
100		344,900	388,500	
101		345,200	388,600	
102		345,600	388,900	
103		346,000	389,200	
104		346,400	389,400	

	105		346,900	389,500				
	106		347,300					
	107		347,700					
	108		348,100					
	109		348,600					
	110		349,000					
	111		349,300					
	112		349,600					
	113		350,100					
再任用職員		215,300	255,300	287,100	315,200	356,900	390,000	441,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表 2

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,800	183,600	210,000	249,700	293,000	319,400	347,700	382,000	422,900
	2	169,500	185,300	212,000	251,500	295,000	321,600	349,900	384,200	424,700
	3	171,300	187,100	214,000	253,300	297,100	323,900	352,200	386,100	426,600
	4	173,000	188,900	216,000	255,100	299,400	326,000	354,400	388,200	428,500
	5	174,500	190,800	218,000	256,800	301,100	328,200	356,400	389,900	429,900
	6	176,400	193,100	219,800	258,600	303,300	330,400	358,500	391,900	431,600
	7	178,200	195,400	221,800	260,200	305,400	332,700	360,700	393,700	433,200
	8	180,100	197,700	223,700	261,900	307,600	334,900	362,900	395,500	434,700
	9	181,800	199,900	225,800	263,200	309,500	336,600	364,600	397,200	436,300
	10	183,500	202,500	227,600	264,800	311,700	338,900	366,800	399,200	438,000
	11	185,200	205,000	229,400	266,100	314,000	341,100	368,800	401,200	439,600
	12	186,900	207,500	231,200	267,400	316,100	343,400	371,000	403,300	441,200
	13	188,800	209,800	233,000	268,800	318,200	345,400	372,800	405,000	442,300
	14	190,900	211,600	234,900	270,200	320,500	347,500	374,900	407,100	443,900
	15	193,000	213,400	236,800	271,300	322,700	349,700	376,900	409,100	445,700
	16	195,100	215,200	238,700	272,600	324,900	351,800	379,000	411,200	447,500
	17	197,300	217,100	240,200	273,400	326,600	353,800	380,600	412,900	449,100
	18	199,700	218,800	242,000	274,800	328,900	355,800	382,600	414,600	450,900
	19	202,100	220,700	243,800	276,200	331,000	357,800	384,500	416,300	452,700
	20	204,500	222,500	245,600	277,600	333,300	359,900	386,500	417,900	454,400
	21	207,000	224,200	247,200	278,900	335,200	361,600	388,200	419,600	456,000
	22	208,800	226,000	248,600	280,300	337,200	363,600	390,300	421,200	457,700
	23	210,500	227,800	249,800	281,600	339,300	365,400	392,400	422,600	459,300
	24	212,300	229,600	251,100	283,100	341,300	367,500	394,400	424,100	461,100
	25	214,200	231,200	252,400	284,300	343,200	369,200	396,100	425,400	462,600
	26	215,900	232,900	253,600	286,100	345,300	371,200	398,100	426,800	464,000
	27	217,700	234,600	254,900	288,100	347,200	373,200	400,200	428,300	465,500
	28	219,400	236,300	256,100	290,100	349,200	375,200	402,300	429,900	466,800
	29	221,300	237,500	257,200	292,000	351,000	377,000	403,800	431,200	468,000
	30	223,100	239,300	258,300	294,000	353,100	379,100	405,600	432,900	468,700
	31	224,900	241,100	259,600	295,800	354,900	381,200	407,300	434,600	469,400
	32	226,700	242,900	260,700	297,700	357,000	383,200	409,000	436,200	470,100
	33	228,300	244,300	261,200	299,400	358,400	385,100	410,700	437,600	470,600
	34	230,000	245,800	262,400	301,200	360,400	387,200	412,200	439,300	471,100
	35	231,700	247,100	263,500	303,100	362,300	389,300	413,800	441,000	472,100
	36	233,400	248,500	264,700	304,900	364,400	391,200	415,300	442,600	472,700
	37	234,600	249,800	265,600	306,700	366,300	392,900	416,600	444,000	473,000
	38	236,400	251,100	266,800	308,600	368,400	394,400	418,100	444,700	473,600
	39	238,200	252,300	267,800	310,500	370,400	395,700	419,600	445,400	474,100
	40	240,000	253,500	268,800	312,200	372,400	397,100	421,100	446,100	474,600
	41	241,400	254,600	270,000	313,900	374,400	398,300	422,600	446,500	475,100
	42	242,800	255,800	271,300	315,700	376,500	399,400	423,900	447,100	475,500
	43	244,100	256,900	272,600	317,600	378,600	400,400	425,200	447,800	475,900
	44	245,300	258,000	273,800	319,500	380,600	401,400	426,400	448,400	476,300
	45	246,600	258,700	274,900	321,200	382,300	402,600	427,400	449,200	476,600
	46	247,700	259,800	276,400	323,100	384,000	403,800	428,100	449,900	
	47	248,700	260,900	277,900	325,000	385,600	404,900	428,900	450,400	
	48	249,600	262,100	279,400	326,800	387,300	406,100	429,700	450,900	

49	250,400	263,000	281,200	328,200	388,700	407,400	430,200	451,400
50	251,500	264,200	282,900	329,800	389,700	408,200	430,600	451,700
51	252,700	265,200	284,600	331,200	390,700	409,000	431,000	452,000
52	253,800	266,300	286,100	332,900	391,700	409,700	431,300	452,400
53	254,400	267,500	287,600	334,400	393,000	410,200	431,600	452,800
54	255,600	268,400	289,400	336,100	394,100	410,900	432,000	453,000
55	256,500	269,800	291,100	337,700	395,200	411,600	432,300	453,300
56	257,700	271,000	292,800	339,500	396,400	412,200	432,600	453,500
57	258,700	272,000	294,200	340,400	397,700	412,900	432,900	453,900
58	259,700	273,600	295,900	342,100	398,500	413,300	433,200	454,100
59	260,500	275,000	297,700	343,700	399,300	413,900	433,500	454,300
60	261,500	276,500	299,500	345,300	400,000	414,500	433,800	454,500
61	262,600	278,100	300,900	346,900	400,500	414,900	434,100	454,900
62	263,500	279,700	302,700	348,600	401,200	415,500	434,400	
63	264,600	281,300	304,500	350,300	401,900	416,000	434,700	
64	265,500	282,800	306,200	352,000	402,600	416,500	435,000	
65	266,600	284,200	307,500	353,600	402,900	417,000	435,300	
66	267,800	285,600	309,200	355,200	403,600	417,600	435,600	
67	269,000	287,100	310,600	356,800	404,300	418,000	435,900	
68	270,100	288,500	312,300	358,400	404,900	418,500	436,200	
69	271,300	290,000	313,700	359,600	405,300	418,900	436,400	
70	272,700	291,500	315,100	361,000	405,800	419,200	436,700	
71	274,100	293,100	316,400	362,300	406,400	419,500	437,000	
72	275,400	294,700	317,900	363,700	406,900	419,800	437,300	
73	276,600	295,900	318,600	364,900	407,400	420,100	437,500	
74	278,000	297,300	320,200	366,100	407,800	420,400	437,800	
75	279,400	298,800	321,700	367,400	408,300	420,700	438,100	
76	280,600	300,300	323,400	368,700	408,800	421,000	438,400	
77	281,700	301,200	325,200	370,000	409,300	421,200	438,600	
78	282,900	302,700	326,900	371,200	409,800	421,500	438,900	
79	284,100	303,900	328,500	372,400	410,400	421,800	439,200	
80	285,100	305,400	330,100	373,600	410,900	422,100	439,500	
81	286,200	306,700	331,800	374,800	411,300	422,300	439,700	
82	287,400	308,100	333,500	376,000	411,900	422,600	440,000	
83	288,700	309,200	335,100	377,100	412,400	422,900	440,300	
84	290,000	310,600	336,800	378,300	412,600	423,100	440,600	
85	291,100	311,500	338,200	379,400	412,900	423,300	440,800	
86	292,300	313,000	339,700	380,000	413,400	423,600		
87	293,200	314,300	341,200	380,500	413,700	423,900		
88	294,400	315,800	342,700	381,100	414,000	424,100		
89	295,400	317,300	344,000	381,700	414,300	424,300		
90	296,600	318,800	345,200	382,300	414,700	424,600		
91	297,700	320,200	346,500	382,900	415,100	424,900		
92	298,900	321,700	347,800	383,500	415,500	425,100		
93	299,400	323,000	349,200	383,800	415,800	425,300		
94	300,700	324,300	350,700	384,300				
95	301,800	325,700	352,200	384,900				
96	303,100	327,000	353,700	385,400				
97	304,200	328,200	355,000	385,800				
98	305,400	329,500	356,200	386,200				
99	306,600	330,800	357,300	386,800				
100	307,800	332,100	358,500	387,300				
101	309,000	333,500	359,600	387,700				
102	310,000	334,400	360,700	388,200				
103	311,100	335,500	361,800	388,800				
104	312,100	336,700	363,000	389,300				

	105	312,900	337,800	364,200	389,600					
	106	313,500	338,900	364,700	390,000					
	107	314,100	339,900	365,300	390,500					
	108	314,800	341,000	365,900	390,800					
	109	315,300	342,200	366,500	391,100					
	110	315,800	343,200	367,000	391,600					
	111	316,300	344,200	367,500	392,100					
	112	316,900	345,100	368,000	392,600					
	113	317,700	346,000	368,400	392,900					
	114	318,400	346,900	368,800	393,400					
	115	319,100	347,900	369,400	393,900					
	116	319,800	348,900	369,900	394,400					
	117	320,400	349,900	370,300	394,700					
	118	321,200	350,400	370,800	395,200					
	119	321,900	351,000	371,400	395,700					
	120	322,700	351,600	371,900	396,200					
	121	323,300	351,900	372,100	396,600					
	122	323,600	352,300	372,600	397,100					
	123	324,100	352,800	373,100	397,500					
	124	324,600	353,200	373,500	398,000					
	125	324,900	353,600	374,000	398,400					
	126		354,000	374,500						
	127		354,500	375,000						
	128		354,900	375,500						
	129		355,300	375,800						
	130		355,700	376,300						
	131		356,100	376,800						
	132		356,500	377,300						
	133		356,700	377,600						
	134		357,200	378,100						
	135		357,600	378,500						
	136		357,900	378,900						
	137		358,200	379,200						
	138		358,600	379,700						
	139		359,100	380,200						
	140		359,600	380,700						
	141		359,900	381,000						
	142		360,400							
	143		360,900							
	144		361,400							
	145		361,700							
再任用職員		241,600	253,300	257,400	288,700	305,200	319,300	342,900	378,000	409,600

備考 この表は、警察官に適用する。

別表 3

教育職給料表

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	158,000	202,400	262,500	330,300	417,000
	2	159,500	204,100	265,000	332,500	418,800
	3	161,000	205,700	267,300	334,800	420,600
	4	162,500	207,400	269,600	336,900	422,300
	5	164,200	209,200	272,100	339,100	423,800
	6	166,100	210,800	274,500	341,300	425,300
	7	167,900	212,500	276,700	343,600	427,200
	8	169,700	214,100	278,900	345,900	429,100
	9	171,500	215,900	281,100	347,600	430,900
	10	173,600	217,800	283,400	349,700	432,700
	11	175,600	219,700	285,800	351,800	434,600
	12	177,600	221,600	288,000	353,900	436,400
	13	179,600	223,100	290,400	356,000	438,100
	14	181,800	225,100	292,500	358,000	440,000
	15	184,000	227,100	294,400	360,000	441,800
	16	186,200	229,100	296,400	362,000	443,700
	17	188,500	230,900	298,500	363,600	445,400
	18	191,100	233,600	301,000	365,500	447,200
	19	193,600	236,300	303,500	367,300	449,000
	20	196,100	239,000	306,200	369,300	450,800
	21	198,600	241,600	308,400	370,900	452,400
	22	200,300	244,400	311,000	372,800	454,100
	23	202,000	247,000	313,300	374,600	456,000
	24	203,700	249,700	316,000	376,500	457,700
	25	205,200	252,200	318,600	377,800	459,400
	26	206,700	254,700	320,900	379,600	461,000
	27	208,400	257,200	323,300	381,400	462,600
	28	210,000	259,500	325,500	383,300	464,100
	29	211,500	262,100	327,700	385,100	465,600
	30	213,200	264,500	329,700	387,000	466,900
	31	214,900	266,700	331,900	388,900	468,200
	32	216,600	268,900	334,100	390,900	469,500
	33	218,100	271,000	335,900	392,600	470,700
	34	219,900	273,200	338,000	394,300	471,400
	35	221,700	275,400	340,100	395,900	472,100
	36	223,500	277,400	342,100	397,700	472,800
	37	225,000	279,700	344,200	398,900	473,400
	38	226,800	281,700	346,300	400,400	
	39	228,600	283,600	348,500	401,800	
	40	230,400	285,600	350,600	403,200	
	41	232,100	287,400	352,500	404,900	
	42	233,800	289,800	354,600	406,300	
	43	235,400	292,100	356,500	407,600	
	44	237,000	294,600	358,600	409,100	
	45	238,400	296,600	360,400	410,700	
	46	239,800	299,100	362,400	412,000	
	47	241,100	301,400	364,300	413,500	
	48	242,300	304,100	366,300	415,100	
	49	243,700	306,500	367,900	416,800	
	50	245,200	308,900	369,700	418,200	
	51	246,400	311,400	371,600	419,800	
	52	247,900	313,700	373,600	421,300	

53	249,100	315,900	375,400	423,000
54	250,300	318,100	377,200	424,500
55	251,700	320,200	379,000	426,100
56	252,800	322,400	380,700	427,700
57	254,100	324,300	382,200	429,200
58	255,200	326,400	383,800	430,700
59	256,300	328,500	385,500	431,900
60	257,500	330,500	387,200	433,100
61	258,800	332,600	388,400	434,300
62	259,900	334,700	389,800	435,600
63	261,300	336,900	391,200	436,900
64	262,400	339,100	392,500	438,100
65	263,700	340,800	393,900	439,300
66	265,200	343,000	395,100	440,500
67	266,700	345,000	396,500	441,700
68	268,400	347,200	397,900	442,900
69	269,800	349,000	399,200	444,100
70	271,200	350,900	400,500	445,300
71	272,600	352,900	401,900	446,500
72	274,000	354,900	403,200	447,700
73	275,100	356,500	404,500	448,800
74	276,500	358,400	405,900	449,400
75	277,900	360,200	407,300	449,900
76	279,100	362,100	408,600	450,400
77	280,300	363,900	409,800	450,900
78	281,500	365,600	411,000	
79	282,700	367,300	412,300	
80	283,900	368,900	413,700	
81	285,000	370,400	415,000	
82	286,200	371,900	416,200	
83	287,400	373,400	417,200	
84	288,600	374,800	418,400	
85	289,600	375,900	419,600	
86	290,700	377,300	420,800	
87	291,700	378,700	422,000	
88	292,900	380,000	423,000	
89	294,000	381,300	424,100	
90	295,100	382,600	425,100	
91	296,300	383,800	426,100	
92	297,500	385,100	427,100	
93	298,000	386,400	428,000	
94	299,000	387,500	428,800	
95	300,100	388,800	429,600	
96	301,300	390,000	430,400	
97	302,300	391,400	431,200	
98	303,400	392,400	431,600	
99	304,400	393,500	432,000	
100	305,500	394,500	432,400	
101	306,400	395,400	432,800	
102	307,500	396,400	433,100	
103	308,600	397,500	433,400	
104	309,600	398,600	433,700	
105	310,200	399,300	434,000	
106	311,100	400,200	434,300	
107	311,900	401,100	434,600	
108	312,700	402,000	434,800	
109	313,600	402,800	435,000	
110	314,000	403,700	435,300	
111	314,400	404,500	435,600	
112	314,900	405,300	435,800	

	113	315,500	405,900	436,000		
	114	315,900	406,600	436,300		
	115	316,400	407,300	436,600		
	116	316,900	408,000	436,800		
	117	317,500	408,600	437,000		
	118	318,000	409,100			
	119	318,400	409,500			
	120	318,900	409,900			
	121	319,400	410,300			
	122	319,800	410,600			
	123	320,300	410,900			
	124	320,800	411,100			
	125	321,400	411,300			
	126	321,700	411,600			
	127	322,000	411,900			
	128	322,300	412,100			
	129	322,500	412,300			
	130	322,800	412,600			
	131	323,100	412,900			
	132	323,400	413,100			
	133	323,600	413,300			
	134	323,800	413,600			
	135	324,000	413,900			
	136	324,300	414,100			
	137	324,600	414,300			
	138	324,800	414,600			
	139	325,100	414,900			
	140	325,400	415,100			
	141	325,600	415,300			
	142	325,800	415,600			
	143	326,100	415,900			
	144	326,300	416,100			
	145	326,600	416,300			
	146	326,800				
	147	327,100				
	148	327,400				
	149	327,600				
	150	327,800				
	151	328,100				
	152	328,400				
	153	328,600				
再任用職員		234,100	274,400	303,100	331,200	415,300

- 備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	158,000	174,000	262,500	291,400	406,800
	2	159,500	176,100	265,000	294,000	408,300
	3	161,000	178,200	267,300	296,900	409,800
	4	162,500	180,400	269,600	299,400	411,300
	5	164,200	182,400	272,100	301,900	412,700
	6	166,100	184,600	274,500	304,300	414,100
	7	167,900	186,800	276,700	306,600	415,600
	8	169,700	189,000	278,900	309,000	417,200
	9	171,500	191,300	281,100	311,400	418,600
	10	173,600	194,100	283,400	314,000	420,000
	11	175,600	196,800	285,800	316,700	421,400
	12	177,600	199,500	288,000	319,600	422,700
	13	179,600	202,400	290,400	322,000	424,000
	14	181,800	204,100	292,500	324,000	425,400
	15	184,000	205,700	294,400	326,000	426,800
	16	186,200	207,400	296,400	328,300	428,200
	17	188,500	209,200	298,500	330,300	429,400
	18	191,100	210,800	301,000	332,500	430,700
	19	193,600	212,500	303,500	334,800	431,900
	20	196,100	214,100	306,200	336,900	433,200
	21	198,600	215,900	308,400	339,100	434,300
	22	200,300	217,800	311,000	341,300	435,500
	23	202,000	219,700	313,300	343,600	436,800
	24	203,700	221,600	316,000	345,900	438,100
	25	205,200	223,100	318,600	347,600	439,400
	26	206,600	225,100	320,900	349,400	440,600
	27	208,200	227,100	323,300	351,300	441,600
	28	209,700	229,100	325,500	353,200	442,700
	29	211,400	230,900	327,700	355,000	443,900
	30	213,100	233,600	329,700	356,800	444,700
	31	214,800	236,300	331,900	358,500	445,500
	32	216,500	239,000	334,100	360,400	446,400
	33	217,900	241,600	335,900	361,700	447,300
	34	219,600	244,400	338,000	363,400	447,800
	35	221,300	247,000	340,100	364,900	448,300
	36	223,000	249,700	342,100	366,700	448,800
	37	224,400	252,200	344,100	368,600	449,300
	38	226,100	254,700	346,000	370,100	
	39	227,800	257,200	348,000	371,400	
	40	229,500	259,500	349,900	373,000	
	41	231,100	262,100	351,400	374,100	
	42	232,800	264,500	353,200	375,500	
	43	234,400	266,700	354,800	376,900	
	44	236,000	268,900	356,500	378,400	
	45	237,700	271,000	358,300	379,800	
	46	239,200	273,200	360,000	381,400	
	47	240,500	275,400	361,300	383,000	
	48	241,900	277,400	362,900	384,500	
	49	243,100	279,700	364,100	385,900	
	50	244,500	281,700	365,600	387,400	
	51	246,000	283,600	367,200	388,900	
	52	247,200	285,600	368,800	390,300	

53	248,300	287,400	370,200	391,500
54	249,700	289,800	371,700	392,800
55	250,900	292,100	373,200	393,900
56	252,100	294,600	374,700	395,000
57	253,300	296,600	376,200	396,400
58	254,500	299,100	377,600	397,600
59	255,600	301,400	379,000	398,800
60	256,800	304,100	380,300	400,100
61	258,200	306,500	381,200	401,300
62	259,200	308,900	382,400	402,300
63	260,400	311,400	383,600	403,700
64	261,300	313,700	384,700	405,000
65	262,300	315,900	385,600	406,200
66	263,700	318,100	386,800	407,300
67	265,100	320,200	387,800	408,500
68	266,500	322,400	388,900	409,600
69	268,100	324,300	390,100	410,600
70	269,600	326,400	391,100	411,800
71	271,100	328,500	392,200	413,000
72	272,500	330,500	393,400	414,200
73	273,500	332,600	394,400	414,800
74	274,700	334,700	395,500	415,600
75	276,000	336,900	396,600	416,300
76	277,200	339,100	397,700	416,800
77	278,400	340,800	398,600	417,100
78	279,500	342,700	399,500	417,500
79	280,700	344,400	400,500	417,900
80	281,900	346,200	401,500	418,300
81	283,100	348,000	402,300	418,600
82	284,000	349,800	403,100	419,000
83	285,200	351,200	403,800	419,400
84	286,400	353,000	404,600	419,700
85	287,300	354,200	405,300	420,000
86	288,200	355,800	406,100	420,400
87	288,900	357,300	406,800	420,800
88	289,900	358,800	407,500	421,100
89	290,900	360,100	408,100	421,400
90	291,800	361,400	408,800	421,700
91	292,700	362,800	409,300	422,000
92	293,500	364,200	410,000	422,200
93	293,800	365,700	410,400	422,400
94	294,500	367,000	410,800	
95	295,200	368,300	411,100	
96	296,000	369,500	411,400	
97	296,800	370,500	411,700	
98	297,600	371,500	412,000	
99	298,400	372,500	412,300	
100	299,100	373,500	412,500	
101	300,000	374,400	412,700	
102	300,500	375,400	413,000	
103	301,000	376,400	413,300	
104	301,500	377,400	413,500	
105	301,700	378,200	413,700	
106	302,100	379,100	414,000	
107	302,400	380,000	414,300	
108	302,600	381,000	414,500	
109	302,800	381,800	414,700	
110	303,000	382,800	415,000	
111	303,300	383,800	415,300	
112	303,600	384,800	415,500	

	113	303,800	385,400	415,700		
	114	304,000	386,300	416,000		
	115	304,200	387,200	416,300		
	116	304,500	388,100	416,500		
	117	304,800	388,900	416,700		
	118	305,100	389,600			
	119	305,400	390,400			
	120	305,700	391,200			
	121	305,900	391,800			
	122	306,100	392,600			
	123	306,300	393,300			
	124	306,600	394,000			
	125	306,900	394,600			
	126		395,300			
	127		395,800			
	128		396,400			
	129		397,100			
	130		397,700			
	131		398,200			
	132		398,700			
	133		399,000			
	134		399,300			
	135		399,600			
	136		399,900			
	137		400,200			
	138		400,500			
	139		400,800			
	140		401,100			
	141		401,400			
	142		401,700			
	143		402,000			
	144		402,300			
	145		402,500			
	146		402,800			
	147		403,100			
	148		403,300			
	149		403,500			
	150		403,800			
	151		404,100			
	152		404,300			
	153		404,500			
	154		404,800			
	155		405,100			
	156		405,300			
	157		405,500			
再任用職員		225,300	271,200	298,200	324,500	405,300

備考 1 この表は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 広島学園に勤務する児童自立支援専門員
 - (2) 中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの
- 2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表 4

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	144,400	194,100	280,300	331,600	388,900
	2	145,500	196,700	282,700	333,800	391,800
	3	146,700	199,100	285,100	336,000	394,400
	4	147,800	201,500	287,500	338,000	397,200
	5	148,900	204,000	289,800	339,800	399,300
	6	150,200	206,300	292,000	341,900	402,000
	7	151,500	208,600	294,000	344,000	404,700
	8	152,800	210,800	296,000	346,000	407,400
	9	153,900	212,900	298,100	347,700	409,900
	10	155,600	215,200	300,700	349,700	412,500
	11	157,200	217,700	303,300	351,800	415,200
	12	158,800	220,000	306,100	353,700	418,000
	13	160,300	222,000	308,200	355,700	420,600
	14	162,200	224,400	310,800	357,600	423,300
	15	164,100	226,800	313,300	359,400	426,100
	16	166,100	229,200	316,100	361,300	428,800
	17	167,900	231,400	318,700	363,000	431,300
	18	170,100	234,200	320,900	364,900	433,900
	19	172,300	237,100	323,100	366,600	436,400
	20	174,400	240,000	325,200	368,600	439,000
	21	176,600	242,500	327,400	370,100	441,500
	22	179,000	245,200	329,400	372,100	444,100
	23	181,300	247,700	331,400	373,800	446,700
	24	183,600	250,400	333,400	375,700	449,200
	25	185,700	253,100	335,300	377,100	451,400
	26	187,900	255,500	337,200	378,800	453,700
	27	190,000	257,800	339,000	380,700	456,200
	28	192,100	260,000	340,800	382,600	458,700
	29	194,200	262,600	342,700	384,300	461,200
	30	195,800	264,800	344,400	386,200	463,700
	31	197,600	266,700	345,900	388,100	466,200
	32	199,300	268,800	347,600	390,000	468,700
	33	201,100	270,500	348,800	391,600	471,000
	34	203,000	272,500	350,200	393,400	473,400
	35	204,900	274,600	351,500	395,000	475,800
	36	206,800	276,500	353,000	396,800	478,300
	37	208,300	278,400	354,200	398,000	480,700
	38	210,200	279,900	355,600	399,500	483,200
	39	212,100	281,100	356,800	400,900	485,600
	40	214,000	282,600	358,200	402,300	488,100
	41	215,800	284,000	358,900	403,700	490,400
	42	217,700	284,900	360,000	405,000	492,600
	43	219,600	285,900	361,200	406,500	494,800
	44	221,500	286,900	362,300	408,100	497,000
	45	223,200	287,600	363,400	409,500	498,700
	46	225,100	288,800	364,600	410,700	500,200
	47	226,900	290,000	365,900	412,300	501,800
	48	228,700	291,200	367,000	413,900	503,300
	49	230,400	292,500	368,100	415,200	505,000
	50	232,200	293,800	369,400	416,600	506,400
	51	233,900	294,900	370,700	418,100	507,800
	52	235,600	296,000	372,000	419,500	509,300

53	237, 000	297, 200	372, 700	420, 900	510, 400
54	238, 800	298, 400	373, 700	422, 300	511, 600
55	240, 500	299, 700	374, 600	423, 700	512, 800
56	242, 100	300, 800	375, 600	425, 100	514, 000
57	243, 300	301, 600	376, 400	426, 200	514, 900
58	244, 500	302, 700	377, 200	427, 500	515, 900
59	245, 500	303, 900	377, 900	428, 900	516, 900
60	246, 600	305, 000	378, 600	430, 200	517, 900
61	247, 700	305, 900	379, 200	431, 000	519, 000
62	248, 800	307, 000	379, 900	431, 900	519, 900
63	249, 700	308, 100	380, 800	432, 900	520, 600
64	250, 800	309, 200	381, 700	433, 800	521, 300
65	252, 000	310, 000	382, 300	434, 700	522, 100
66	253, 000	311, 100	383, 100	435, 500	522, 900
67	254, 100	312, 000	383, 900	436, 100	523, 700
68	255, 000	313, 000	384, 700	436, 900	524, 500
69	255, 900	314, 000	385, 300	437, 300	525, 200
70	257, 300	315, 000	386, 000	437, 900	526, 000
71	258, 800	316, 100	386, 700	438, 400	526, 800
72	260, 100	317, 200	387, 400	438, 900	527, 600
73	261, 500	317, 700	388, 100	439, 400	528, 300
74	262, 900	318, 700	388, 700		
75	264, 300	319, 800	389, 300		
76	265, 400	320, 900	390, 000		
77	266, 500	322, 000	390, 700		
78	267, 700	323, 000	391, 300		
79	269, 000	323, 900	391, 900		
80	270, 100	324, 800	392, 500		
81	271, 300	325, 900	393, 100		
82	272, 600	326, 700	393, 700		
83	273, 900	327, 400	394, 300		
84	275, 100	328, 200	394, 900		
85	276, 200	328, 700	395, 400		
86	277, 300	329, 200	395, 900		
87	278, 600	329, 700	396, 400		
88	279, 800	330, 200	397, 100		
89	280, 600	330, 500	397, 500		
90	281, 800	331, 000			
91	282, 800	331, 500			
92	284, 000	332, 000			
93	284, 900	332, 300			
94	285, 900	332, 700			
95	286, 900	333, 200			
96	287, 900	333, 700			
97	288, 200	334, 200			
98	289, 100	334, 700			
99	289, 800	335, 200			
100	290, 700	335, 700			
101	291, 600	336, 200			
102	292, 300	336, 700			
103	293, 000	337, 200			
104	293, 700	337, 700			
105	294, 400	338, 200			
106	294, 900	338, 600			
107	295, 400	339, 100			
108	295, 900	339, 500			
109	296, 100	340, 000			
110	296, 500	340, 400			
111	296, 800	340, 900			
112	297, 100	341, 300			

	113	297, 400	341, 800			
	114	297, 700	342, 200			
	115	298, 000	342, 700			
	116	298, 300	343, 100			
	117	298, 600	343, 600			
	118	299, 000	344, 000			
	119	299, 300	344, 400			
	120	299, 700	344, 800			
	121	300, 000	345, 200			
再任用職員		217, 600	258, 800	283, 600	326, 000	384, 500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表 5

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	248,000	333,200	398,000	471,800
	2	250,500	336,200	400,900	474,100
	3	253,000	339,100	403,800	476,300
	4	255,500	342,100	406,600	478,600
	5	257,700	344,800	409,200	480,800
	6	261,500	348,100	411,900	483,000
	7	265,300	351,200	414,700	485,200
	8	269,100	354,300	417,400	487,400
	9	272,700	357,100	419,600	489,400
	10	276,700	360,000	422,300	491,500
	11	280,700	363,100	424,900	493,600
	12	284,700	366,300	427,600	495,700
	13	288,500	369,200	430,000	497,800
	14	292,500	372,800	432,500	499,900
	15	296,400	376,000	434,900	502,000
	16	300,300	379,700	437,400	504,100
	17	304,000	383,300	439,400	506,200
	18	307,600	386,000	441,800	508,200
	19	311,100	388,800	444,100	510,200
	20	314,700	391,500	446,500	512,200
	21	318,300	394,300	448,000	514,000
	22	322,000	396,900	450,400	515,800
	23	325,500	399,500	452,700	517,700
	24	329,000	401,900	455,000	519,600
	25	332,500	403,900	457,000	521,300
	26	335,300	406,200	459,300	523,100
	27	337,900	408,400	461,500	524,900
	28	340,500	410,700	463,800	526,700
	29	343,300	413,000	465,900	528,300
	30	345,400	415,100	468,200	530,100
	31	347,600	417,100	470,500	531,900
	32	350,000	419,200	472,700	533,700
	33	352,200	421,100	474,700	535,300
	34	354,600	422,900	476,800	537,100
	35	356,800	424,700	478,900	538,800
	36	359,300	426,700	481,000	540,600
	37	361,500	428,600	483,100	542,200
	38	363,900	430,600	484,900	543,800
	39	366,300	432,500	486,700	545,200
	40	368,500	434,500	488,500	546,800
	41	370,800	436,300	490,200	548,300
	42	372,200	438,100	492,000	549,700
	43	373,700	439,800	493,800	551,100
	44	375,100	441,600	495,600	552,400
	45	376,300	443,400	497,200	553,600
	46	377,700	445,200	498,900	554,600
	47	379,200	447,000	500,700	555,600
	48	380,700	448,700	502,500	556,600
	49	381,800	450,500	504,100	557,600
	50	382,800	452,200	505,400	558,500
	51	383,800	454,000	506,700	559,400
	52	384,600	455,800	508,000	560,300

	53	385,500	457,700	509,000	561,100
	54	386,400	458,900	510,300	562,000
	55	387,100	460,100	511,600	562,900
	56	388,000	461,300	512,900	563,800
	57	388,700	462,500	513,900	564,700
	58	389,600	463,500	514,700	565,600
	59	390,400	464,500	515,500	566,500
	60	391,200	465,500	516,300	567,200
	61	391,700	466,300	517,200	568,100
	62	392,200	467,000	518,000	569,000
	63	392,600	467,700	518,900	569,900
	64	393,100	468,400	519,700	570,800
	65	393,400	469,100	520,600	571,700
	66		469,800	521,500	
	67		470,500	522,200	
	68		471,100	523,100	
	69		471,400	524,000	
	70		472,100	524,800	
	71		472,800	525,700	
	72		473,500	526,600	
	73		473,900	527,400	
	74		474,500	528,300	
	75		475,200	529,200	
	76		475,900	529,900	
	77		476,300	530,700	
	78		476,900	531,600	
	79		477,500	532,500	
	80		478,000	533,400	
	81		478,600	534,200	
	82		479,100	535,100	
	83		479,600	536,000	
	84		480,100	536,900	
	85		480,500	537,700	
	86		481,100	538,600	
	87		481,500	539,500	
	88		482,000	540,400	
	89		482,500	541,200	
	90		483,100		
	91		483,700		
	92		484,100		
	93		484,600		
	94		485,200		
	95		485,800		
	96		486,400		
	97		486,900		
再任用職員		296,300	338,700	393,100	466,100

備考 この表は、病院、保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	149,100	222,200	280,800	327,100	371,200
	2	150,500	223,800	282,800	329,100	373,900
	3	151,900	225,400	285,000	331,300	376,500
	4	153,300	227,000	287,100	333,500	379,200
	5	154,500	228,400	289,200	335,300	381,600
	6	156,300	230,000	291,300	337,500	384,300
	7	158,000	231,500	293,400	339,500	386,900
	8	159,700	233,100	295,500	341,700	389,600
	9	161,400	234,200	297,400	343,500	391,700
	10	163,100	235,700	299,600	345,600	394,000
	11	164,800	237,100	301,700	347,700	396,200
	12	166,600	238,300	303,900	349,800	398,400
	13	168,100	239,900	305,900	351,300	400,500
	14	170,000	241,300	307,800	353,300	402,500
	15	172,000	242,500	309,900	355,200	404,500
	16	173,900	243,900	311,900	357,200	406,600
	17	175,800	244,800	313,800	359,000	408,400
	18	177,700	246,000	315,800	361,000	410,400
	19	179,500	247,200	317,900	363,000	412,300
	20	181,400	248,400	320,000	365,000	414,400
	21	183,300	249,800	321,800	366,800	416,200
	22	185,800	250,800	323,800	368,800	417,800
	23	188,300	251,800	325,500	370,900	419,400
	24	190,800	252,900	327,500	373,000	420,900
	25	193,300	254,100	329,200	374,400	422,400
	26	194,800	255,500	331,100	376,200	423,700
	27	196,400	257,200	333,100	378,000	425,000
	28	197,900	259,000	335,100	379,700	426,300
	29	199,500	260,600	336,400	381,500	427,600
	30	201,200	262,400	338,200	383,000	428,800
	31	202,800	264,100	339,900	384,600	430,000
	32	204,500	265,800	341,700	386,300	431,100
	33	205,900	267,800	343,300	387,600	432,300
	34	207,500	269,700	345,100	388,900	433,500
	35	209,100	271,500	347,000	390,200	434,700
	36	210,700	273,300	348,800	391,400	435,900
	37	212,100	275,300	350,600	392,500	437,200
	38	213,700	277,100	352,300	393,700	438,000
	39	215,400	278,900	353,900	394,800	438,400
	40	217,100	280,600	355,600	395,900	439,100
	41	218,400	282,400	356,800	396,700	439,600
	42	219,900	284,300	357,800	397,500	440,000
	43	221,300	286,200	358,900	398,300	440,400
	44	222,800	288,000	360,000	399,100	440,800
	45	224,200	289,700	361,100	399,500	441,200
	46	225,600	291,500	361,800	400,100	441,600
	47	226,900	293,300	362,900	400,600	442,000
	48	228,200	295,200	363,900	401,000	442,300

49	229, 500	296, 900	364, 800	401, 400	442, 600
50	230, 900	298, 600	365, 700	401, 700	443, 000
51	232, 400	300, 400	366, 600	402, 000	443, 300
52	233, 800	302, 200	367, 500	402, 300	443, 600
53	234, 900	303, 500	368, 200	402, 600	443, 900
54	236, 200	305, 200	368, 900	402, 900	
55	237, 200	306, 700	369, 700	403, 200	
56	238, 500	308, 300	370, 500	403, 500	
57	239, 900	310, 000	370, 900	403, 800	
58	241, 200	311, 700	371, 500	404, 100	
59	242, 300	313, 300	372, 200	404, 400	
60	243, 600	315, 000	372, 900	404, 800	
61	244, 900	315, 900	373, 200	405, 000	
62	246, 000	317, 300	373, 800	405, 300	
63	247, 200	318, 800	374, 400	405, 600	
64	248, 300	320, 400	375, 000	405, 900	
65	249, 400	321, 800	375, 300	406, 100	
66	250, 800	323, 100	375, 800		
67	252, 300	324, 300	376, 400		
68	253, 600	325, 600	376, 900		
69	255, 200	326, 700	377, 200		
70	256, 600	327, 700	377, 600		
71	258, 000	328, 800	378, 000		
72	259, 300	329, 800	378, 400		
73	260, 400	330, 300	378, 900		
74	261, 800	331, 200	379, 300		
75	263, 200	332, 000	379, 800		
76	264, 500	332, 900	380, 300		
77	265, 300	333, 700	380, 700		
78	266, 600	334, 000	381, 200		
79	267, 900	334, 600	381, 700		
80	269, 200	335, 300	382, 200		
81	270, 100	335, 900	382, 500		
82	271, 300	336, 600	383, 000		
83	272, 600	337, 300	383, 400		
84	273, 900	338, 000	383, 800		
85	274, 700	338, 700	384, 200		
86	275, 800	339, 200	384, 700		
87	276, 700	339, 800	385, 100		
88	277, 800	340, 400	385, 500		
89	278, 800	340, 700	385, 800		
90	279, 800	341, 300	386, 300		
91	280, 900	341, 800	386, 700		
92	282, 000	342, 400	387, 100		
93	282, 600	342, 900	387, 400		
94	283, 300	343, 400	387, 900		
95	283, 800	343, 900	388, 300		
96	284, 600	344, 300	388, 700		
97	285, 400	344, 600	389, 000		
98	286, 000	344, 900			
99	286, 600	345, 300			
100	287, 200	345, 600			
101	287, 900	346, 100			
102	288, 400	346, 400			
103	288, 800	346, 700			
104	289, 200	347, 000			

	105	289,400	347,400			
	106	289,600	347,700			
	107	289,800	348,100			
	108	290,000	348,400			
	109	290,400	348,800			
	110	290,600	349,100			
	111	290,800	349,400			
	112	291,000	349,700			
	113	291,400	350,000			
	114	291,600	350,400			
	115	291,800	350,800			
	116	292,100	351,200			
	117	292,500	351,700			
	118	292,800	352,100			
	119	293,000	352,500			
	120	293,300	352,900			
	121	293,600	353,400			
	122	293,800				
	123	294,000				
	124	294,300				
	125	294,600				
再任用職員		215,400	257,000	279,600	322,900	365,100

備考 この表は、保健所、総合精神保健福祉センター、家畜保健衛生所、動物愛護センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	163,100	238,600	286,800	330,200	374,200
	2	164,500	240,400	288,600	332,300	376,800
	3	166,000	242,200	290,400	334,300	379,500
	4	167,400	244,000	292,300	336,500	382,100
	5	168,900	245,400	294,000	338,500	384,300
	6	170,400	246,700	295,800	340,600	386,700
	7	171,900	247,800	297,700	342,700	389,000
	8	173,400	249,100	299,500	344,800	391,300
	9	174,700	250,100	301,300	346,300	393,300
	10	176,400	251,200	303,200	348,300	395,400
	11	178,000	252,100	305,000	350,200	397,600
	12	179,600	253,000	306,900	352,200	399,900
	13	181,400	254,200	308,400	354,100	401,800
	14	183,700	255,300	310,000	356,200	403,800
	15	186,000	256,100	311,800	358,300	406,000
	16	188,300	257,100	313,600	360,300	408,200
	17	190,600	257,700	315,200	362,300	410,200
	18	192,700	258,800	316,800	364,300	412,400
	19	194,800	259,800	318,500	366,400	414,600
	20	196,800	261,000	320,200	368,500	416,700
	21	198,900	261,700	321,600	370,200	418,600
	22	201,200	262,800	323,100	372,300	420,500
	23	203,500	263,700	324,500	374,400	422,300
	24	205,800	264,800	326,000	376,400	424,200
	25	208,200	266,000	327,400	378,400	425,900
	26	209,600	266,900	328,800	380,000	427,500
	27	211,000	268,100	330,300	381,900	429,200
	28	212,200	269,400	331,900	383,800	430,800
	29	213,600	270,800	333,000	385,600	432,100
	30	215,000	272,100	334,500	387,300	433,400
	31	216,500	273,400	335,900	389,200	435,000
	32	217,700	274,900	337,400	391,000	436,500
	33	219,100	276,300	338,900	392,700	438,200
	34	220,600	277,800	340,400	394,400	439,800
	35	222,100	279,100	342,000	396,200	441,200
	36	223,600	280,500	343,500	397,900	442,600
	37	224,800	282,200	345,200	399,500	443,700
	38	226,500	283,900	346,800	401,200	445,000
	39	228,200	285,500	348,300	403,000	446,300
	40	229,900	287,000	349,900	404,800	447,700
	41	231,200	288,400	351,100	406,300	448,700
	42	232,900	290,300	352,600	407,800	449,400
	43	234,600	292,200	354,100	409,300	450,200
	44	236,300	294,000	355,500	410,600	450,800
	45	237,900	295,600	357,100	411,700	451,700
	46	239,300	297,300	358,100	412,800	452,400
	47	240,600	299,000	359,600	413,900	453,200
	48	241,700	300,800	360,900	415,100	454,000
	49	242,900	302,400	362,300	416,400	454,700
	50	244,000	303,900	363,700	417,500	455,400
	51	244,900	305,500	365,000	418,700	456,100
	52	246,000	307,100	366,400	419,800	456,900

53	246,900	308,400	367,800	421,000	457,700
54	248,000	309,800	368,900	422,000	458,500
55	248,900	311,200	369,900	423,100	459,200
56	250,000	312,800	371,000	424,200	459,900
57	250,500	314,300	372,000	425,300	460,700
58	251,400	315,700	372,700	425,800	
59	252,300	317,100	373,600	426,400	
60	253,200	318,600	374,500	426,800	
61	254,000	319,400	375,000	427,400	
62	255,000	320,800	375,700	427,900	
63	255,900	322,200	376,400	428,300	
64	256,900	323,700	377,100	428,800	
65	257,900	324,800	377,700	429,400	
66	259,000	326,200	378,300	429,800	
67	260,200	327,500	379,000	430,100	
68	261,400	328,800	379,600	430,400	
69	262,500	330,200	380,100	430,800	
70	264,000	331,600	380,600		
71	265,400	333,000	381,200		
72	266,800	334,300	381,700		
73	268,300	335,200	382,300		
74	269,900	336,500	382,700		
75	271,400	337,700	383,200		
76	272,900	339,000	383,600		
77	274,300	340,100	383,900		
78	275,800	341,000	384,400		
79	277,300	342,200	384,800		
80	278,600	343,500	385,000		
81	280,000	344,600	385,200		
82	281,500	345,800	385,600		
83	283,000	347,000	385,900		
84	284,500	348,100	386,100		
85	285,600	349,100	386,300		
86	287,100	350,100	386,700		
87	288,600	351,200	387,100		
88	290,000	352,300	387,400		
89	291,000	353,100	387,600		
90	292,400	354,200	388,000		
91	293,600	355,300	388,500		
92	294,900	356,400	388,900		
93	296,300	357,100	389,200		
94	297,600	357,900	389,600		
95	298,800	358,700	390,100		
96	300,100	359,400	390,500		
97	300,600	360,000	390,800		
98	301,800	360,500			
99	302,900	361,100			
100	304,100	361,600			
101	305,200	362,200			
102	306,400	362,700			
103	307,600	363,300			
104	308,700	363,800			
105	310,000	364,200			
106	311,200	364,600			
107	312,400	365,200			
108	313,600	365,700			
109	314,400	366,000			
110	315,100	366,500			
111	315,800	366,900			
112	316,400	367,200			

	113	317,100	367,800			
	114	317,400	368,300			
	115	318,000	368,800			
	116	318,700	369,300			
	117	319,100	369,900			
	118	319,700	370,400			
	119	320,300	370,900			
	120	320,900	371,300			
	121	321,300	371,900			
	122	321,800	372,400			
	123	322,300	372,900			
	124	322,800	373,400			
	125	323,200	374,000			
	126	323,600	374,400			
	127	323,900	374,900			
	128	324,200	375,400			
	129	324,600	376,000			
	130	325,000				
	131	325,400				
	132	325,700				
	133	325,900				
	134	326,200				
	135	326,600				
	136	326,800				
	137	327,000				
	138	327,300				
	139	327,600				
	140	327,900				
	141	328,100				
	142	328,400				
	143	328,800				
	144	329,000				
	145	329,200				
	146	329,400				
	147	329,800				
	148	330,000				
	149	330,300				
	150	330,700				
	151	331,100				
	152	331,500				
	153	331,800				
	154	332,200				
	155	332,600				
	156	333,000				
	157	333,300				
	158	333,700				
	159	334,000				
	160	334,400				
	161	334,700				
	162	335,100				
	163	335,500				
	164	335,900				
	165	336,200				
	166	336,600				
	167	337,000				
	168	337,400				
	169	337,700				
再任用職員		255,500	272,900	286,500	326,300	370,700

備考 この表は、保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表 6

教育職給料表(イ)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	158,000	174,000	262,500	291,400	406,800
	2	159,500	176,100	265,000	294,000	408,300
	3	161,000	178,200	267,300	296,900	409,800
	4	162,500	180,400	269,600	299,400	411,300
	5	164,200	182,400	272,100	301,900	412,700
	6	166,100	184,600	274,500	304,300	414,100
	7	167,900	186,800	276,700	306,600	415,600
	8	169,700	189,000	278,900	309,000	417,200
	9	171,500	191,300	281,100	311,400	418,600
	10	173,600	194,100	283,400	314,000	420,000
	11	175,600	196,800	285,800	316,700	421,400
	12	177,600	199,500	288,000	319,600	422,700
	13	179,600	202,400	290,400	322,000	424,000
	14	181,800	204,100	292,500	324,000	425,400
	15	184,000	205,700	294,400	326,000	426,800
	16	186,200	207,400	296,400	328,300	428,200
	17	188,500	209,200	298,500	330,300	429,400
	18	191,100	210,800	301,000	332,500	430,700
	19	193,600	212,500	303,500	334,800	431,900
	20	196,100	214,100	306,200	336,900	433,200
	21	198,600	215,900	308,400	339,100	434,300
	22	200,300	217,800	311,000	341,300	435,500
	23	202,000	219,700	313,300	343,600	436,800
	24	203,700	221,600	316,000	345,900	438,100
	25	205,200	223,100	318,600	347,600	439,400
	26	206,600	225,100	320,900	349,400	440,600
	27	208,200	227,100	323,300	351,300	441,600
	28	209,700	229,100	325,500	353,200	442,700
	29	211,400	230,900	327,700	355,000	443,900
	30	213,100	233,600	329,700	356,800	444,700
	31	214,800	236,300	331,900	358,500	445,500
	32	216,500	239,000	334,100	360,400	446,400
	33	217,900	241,600	335,900	361,700	447,300
	34	219,600	244,400	338,000	363,400	447,800
	35	221,300	247,000	340,100	364,900	448,300
	36	223,000	249,700	342,100	366,700	448,800
	37	224,400	252,200	344,100	368,600	449,300
	38	226,100	254,700	346,000	370,100	
	39	227,800	257,200	348,000	371,400	
	40	229,500	259,500	349,900	373,000	
	41	231,100	262,100	351,400	374,100	
	42	232,800	264,500	353,200	375,500	
	43	234,400	266,700	354,800	376,900	
	44	236,000	268,900	356,500	378,400	
	45	237,700	271,000	358,300	379,800	
	46	239,200	273,200	360,000	381,400	
	47	240,500	275,400	361,300	383,000	
	48	241,900	277,400	362,900	384,500	
	49	243,100	279,700	364,100	385,900	
	50	244,500	281,700	365,600	387,400	
	51	246,000	283,600	367,200	388,900	
	52	247,200	285,600	368,800	390,300	

53	248,300	287,400	370,200	391,500
54	249,700	289,800	371,700	392,800
55	250,900	292,100	373,200	393,900
56	252,100	294,600	374,700	395,000
57	253,300	296,600	376,200	396,400
58	254,500	299,100	377,600	397,600
59	255,600	301,400	379,000	398,800
60	256,800	304,100	380,300	400,100
61	258,200	306,500	381,200	401,300
62	259,200	308,900	382,400	402,300
63	260,400	311,400	383,600	403,700
64	261,300	313,700	384,700	405,000
65	262,300	315,900	385,600	406,200
66	263,700	318,100	386,800	407,300
67	265,100	320,200	387,800	408,500
68	266,500	322,400	388,900	409,600
69	268,100	324,300	390,100	410,600
70	269,600	326,400	391,100	411,800
71	271,100	328,500	392,200	413,000
72	272,500	330,500	393,400	414,200
73	273,500	332,600	394,400	414,800
74	274,700	334,700	395,500	415,600
75	276,000	336,900	396,600	416,300
76	277,200	339,100	397,700	416,800
77	278,400	340,800	398,600	417,100
78	279,500	342,700	399,500	417,500
79	280,700	344,400	400,500	417,900
80	281,900	346,200	401,500	418,300
81	283,100	348,000	402,300	418,600
82	284,000	349,800	403,100	419,000
83	285,200	351,200	403,800	419,400
84	286,400	353,000	404,600	419,700
85	287,300	354,200	405,300	420,000
86	288,200	355,800	406,100	420,400
87	288,900	357,300	406,800	420,800
88	289,900	358,800	407,500	421,100
89	290,900	360,100	408,100	421,400
90	291,800	361,400	408,800	421,700
91	292,700	362,800	409,300	422,000
92	293,500	364,200	410,000	422,200
93	293,800	365,700	410,400	422,400
94	294,500	367,000	410,800	
95	295,200	368,300	411,100	
96	296,000	369,500	411,400	
97	296,800	370,500	411,700	
98	297,600	371,500	412,000	
99	298,400	372,500	412,300	
100	299,100	373,500	412,500	
101	300,000	374,400	412,700	
102	300,500	375,400	413,000	
103	301,000	376,400	413,300	
104	301,500	377,400	413,500	
105	301,700	378,200	413,700	
106	302,100	379,100	414,000	
107	302,400	380,000	414,300	
108	302,600	381,000	414,500	
109	302,800	381,800	414,700	
110	303,000	382,800	415,000	
111	303,300	383,800	415,300	
112	303,600	384,800	415,500	

	113	303,800	385,400	415,700		
	114	304,000	386,300	416,000		
	115	304,200	387,200	416,300		
	116	304,500	388,100	416,500		
	117	304,800	388,900	416,700		
	118	305,100	389,600			
	119	305,400	390,400			
	120	305,700	391,200			
	121	305,900	391,800			
	122	306,100	392,600			
	123	306,300	393,300			
	124	306,600	394,000			
	125	306,900	394,600			
	126		395,300			
	127		395,800			
	128		396,400			
	129		397,100			
	130		397,700			
	131		398,200			
	132		398,700			
	133		399,000			
	134		399,300			
	135		399,600			
	136		399,900			
	137		400,200			
	138		400,500			
	139		400,800			
	140		401,100			
	141		401,400			
	142		401,700			
	143		402,000			
	144		402,300			
	145		402,500			
	146		402,800			
	147		403,100			
	148		403,300			
	149		403,500			
	150		403,800			
	151		404,100			
	152		404,300			
	153		404,500			
	154		404,800			
	155		405,100			
	156		405,300			
	157		405,500			
再任用職員		225,300	271,200	298,200	324,500	405,300

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表 7

第 1 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	396,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第 2 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	330,000
2	366,000
3	394,000

別表 8

特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

1 人材の確保・育成等

(1) 多様で有為な人材の確保

若年人口の減少や民間企業の採用拡大の影響などにより、公務員については、全国的に人材の確保が厳しい状況にある。この状況は本県においても同様であり、技術系職種については、特に確保が困難な状況が続いている。

こうした中、本県では、多様で有為な人材の確保に向けて、試験制度の見直しや広報活動の拡充を通じ、新たな受験者層の掘り起こしや、民間経験の豊富な人材の採用などを進めているところである。

今後も、各任命権者とも協力し、広島をより良くしたいという意欲と志を持つ人材を、事務系・技術系ともに幅広い層から掘り起こし、確保するため、試験制度の研究・改善や対象者層に応じたきめ細かな広報活動などを行うとともに、合格者を最終的に採用に結び付けるための方策を検討するなど、各段階において、多様で有為な人材の確保に取り組んでいく必要がある。

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法の改正により、平成28年4月から、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた実績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、評価結果を人事配置や人材育成に活用するなど、この制度を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされた。

各任命権者においては、標準職務遂行能力を新たに定めるとともに、人事評価制度に関し、評価者研修を通じて適切な目標設定を行うなど、制度の実効性を高めるための改善を図っているところである。

この制度を人事管理の基礎として活用していくためには、制度に対する職員の信頼を得つつ、円滑に運用していく必要があることから、各任命権者においては、適宜、制度の運用状況を適切に検証しながら、客観的で透明性の高い人事管理を進めていくことが重要である。

(3) 人材育成

本県を取り巻く環境が絶えず変化する中、本県の目指す姿の実現に向けた施策を効果的に進めていくためには、限られた経営資源を最大限活用して、高度化・複雑化する行政課題等に対応できる多様な人材を育成していくことが求められる。

そのためには、日々の仕事を通じて行うOJT、課題解決に向けた実践的な研修により行うOff-JT、他団体との人事交流等により、経歴等の多様性に配慮しながら、個々の職員に応じた採用から退職・再任用まで、計画的な人材育成を図ることが重要である。

また、出産や育児や介護等のために一時的に職務から離れた職員に対して、休業中の研修受講機会の確保やキャリア形成支援に係る取組など、必要な支援がなされているところであり、引き続き、ライフイベントに配慮した人材育成を進めていくことが必要である。

(4) 女性の活躍の推進

女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍することを推進する観点から、計画的な女性職員の採用・育成や男女を問わず働きやすい職場づくりなどを進めていくことが重要である。

女性職員の採用・育成等に関して、各任命権者とも、特定事業主行動計画に基づき取組を進めており、各役職段階における女性職員の割合については一定の進展が見られるところであるが、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（管理職の女性登用率）の向上については、依然として十分とは言えない状況もある。

計画策定から2年半を迎え、計画期間の折り返し地点を経過している点

も踏まえ、計画に掲げる目標の達成に向けて、取組の一層の推進が必要である。

(5) 新しい臨時・非常勤職員制度への対応

地方公務員の臨時・非常勤職員について、「特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備する」ことを内容とする、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、平成32年度から施行されることとなっている。

この法改正を受け、各任命権者においては、臨時・非常勤職員の実態把握、職の再設定に向けた検討、会計年度任用職員の任用・勤務条件等について検討を進めているところである。

平成32年4月の新制度の導入に向けて、法改正の趣旨に沿った任用や勤務条件となるよう、適切な制度設計を確実に進めていく必要がある。

2 働き方改革と勤務環境の整備

公務において、組織の活力を維持・向上させるためには、時間外勤務の縮減や両立支援の取組などの働き方改革を推進することにより、公務内の全ての職員が従来型の働き方に関する価値観などを改め、それぞれの能力や経験等を十分に発揮して活躍し、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすワーク・ライフ・バランスの実現を図る必要がある。

なお、民間企業の働き方改革に関しては、先の国会で、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、時間外労働の上限等を定めることなどを内容とする働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立したところであり、このような動向も踏まえながら本県の取組を進めていく必要がある。

(1) 時間外勤務の縮減等

ア 時間外勤務の縮減については、これまで職員の健康保持の観点からも

優先的に取り組んできた重要な課題である。

これまでも、経営戦略会議などを中心として行われている管理監督者を主体としたマネジメント面での取組が推進されるとともに、予算関連業務の見直しなどの業務改善面での取組も進められ、平成29年度の時間外勤務については、平成28年度と比較すると、減少しているところであるが、長時間勤務を行っている職員が見受けられる状況もある。

管理監督者においては、勤務時間管理におけるその役割を十分認識した上で、厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえて勤務時間の適正な管理を行い、職場の実態に即した業務改善等を積極的に進める必要があるとともに、各任命権者においては、長時間勤務の是正に向け、要因を踏まえた的確で実効性のある取組を推進していく必要がある。また、職員の心身両面の健康への配慮を行うことも重要である。

なお、労働基準法（以下「労基法」という。）の改正により、いわゆる三六協定で定める時間外労働の上限等が定められ、来年4月から施行されることとなり、人事院においても、本年の公務員人事管理に関する報告において、超過勤務命令を行うことができる上限を定めることについて言及している。

本県においても、労基法上時間外労働の上限等が定められた趣旨や国及び他の都道府県の動向を踏まえ、時間外勤務の上限の設定について検討する必要がある。

イ 特に、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員の長時間労働が課題となっていることを踏まえ、本人事委員会は、昨年の報告で、教育委員会に対し学校における働き方改革を進めることを求めたところである。

昨年の報告後、12月に、中央教育審議会において、学校における働き方改革に関する総合的な方策について中間まとめがなされ、それを踏まえて、文部科学省においても、緊急対策が取りまとめられた。また、本年3月には、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイ

ドライン」を策定したところである。

本県教育委員会においても、本年4月から「県立学校教職員勤務時間管理システム」の運用を開始し、パソコンのログオン及びログオフを行った時刻を活用した勤務時間の管理を始めるとともに、7月には、「学校における働き方改革取組方針」及び「運動部活動の指針」を策定し、学校における働き方改革に関する取組を進めているところである。

今後、より一層の教員の負担軽減につなげ心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進していくため、教員の勤務実態や時間外労働に関する労基法改正の趣旨も踏まえた上で、多忙化解消に向け、より具体的で実効性のある勤務環境の改善策を組織全体で講じ、引き続き、学校における働き方改革を進める必要がある。

ウ さらに、「仕事以外の生活の充実」の視点からは、年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、週休日や夏季休暇等と連続した取得など、計画的な年次有給休暇の取得促進の取組を行っているところである。今後も、民間労働法制における年次有給休暇の時季指定に係る措置も踏まえた上で、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に引き続き積極的に取り組む必要がある。

(2) 両立支援の取組の推進

ワーク・ライフ・バランスを図る観点から、育児や介護に責任を有する職員が仕事と生活を両立しながら勤務できる環境を整備することは重要である。

育児に関しては、各任命権者とも、特定事業主行動計画（以下「行動計画」という。）に基づき、幹部職員のイクボス宣言やテレワークの利用促進など様々な取組を進めてきたところであり、平成32年度に向けた行動計画に掲げる目標を既に達成した項目もある。ただし、行動計画の一部の項目については目標を達成できていない状況もあることから、計画期間内に目標を達成できるよう、更に取組を強化していく必要がある。

3 職員の健康管理等

(1) 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要である。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、研修内容の見直しや専門職員の配置など、各任命権者において様々な取組を推進しているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者、休職者の数や割合は、依然として高い水準にある。とりわけ、精神疾患については、再発するケースが多いことから、再発防止のためにも、予防や早期発見・早期対応の観点に立ったメンタルヘルス対策がなお一層必要となっている。

また、平成28年度から実施しているストレスチェック制度については、今後、各所属における職員の心の不調の未然防止に資するよう、制度趣旨を職員に改めて周知するとともに、集団分析結果の有効活用を図っていく必要がある。

(2) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げ、職場の運営にも支障をもたらすとともに、職員の心身の健康に支障を及ぼす要因となり得るものである。

各任命権者においては、相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んでいるところであり、引き続き、ハラスメントのない職場環境づくりに努め、予防・解決に向けて取り組んでいく必要がある。

(3) 長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤については、職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、各任命権者において解消に向けた様々な取組が行われてきており、近年は概ね横ばい傾向となっていたが、本年度は減少しているところである。

各任命権者においては、効率的な公務運営と適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理施策を行う中で、より一層、職員が健康で意欲的に職務に取り組むことができるよう、長距離・長時間通勤の実態を把握・分析し、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な方策により、長距離・長時間通勤の解消に向けて取り組む必要がある。

4 高齢層職員の能力及び経験の活用

(1) 再任用制度

年金支給開始年齢の65歳までの段階的な引上げに伴い、各任命権者においては、雇用と年金の接続を図るため、退職者を再任用することで対応してきている。

年金支給開始年齢の引上げなどに伴いフルタイム任用が拡充され、再任用職員が更に増加することが想定される中、各任命権者においては、今後とも、新規採用への影響も考慮しつつ、意欲と能力のある再任用職員を適切に配置し、その能力や経験を最大限活用していく必要がある。

(2) 定年の引上げ

本年8月10日、人事院は、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げることについて、意見の申出を行った。この中では、定年の引上げの必要性とともに、具体的措置として、役職定年制や定年前の再任用短時間勤務制の導入、60歳を超える職員の給与などについて示されている。

この申出を踏まえ、今後、政府において具体的な検討が進められることから、その動向を注視しつつ、本県においても、制度の円滑な導入に向けて、所要の準備を進めていく必要がある。

5 不祥事防止に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で、多くの職員は、県職員としての使命を果たすべく、真摯に日々の職務に精励しているところであ

る。

しかしながら、依然として教職員によるわいせつ・セクハラ事案は後を絶たず、公文書の不適切な事務処理の事案も発生しており、このような状況は、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を大きく揺るがすものであり、極めて遺憾である。

各任命権者においては、懲戒処分の方針の改正や再発防止に向けた研修など、規範意識の確立に向けた取組を行っているところであるが、引き続き、事案毎に原因分析を行い、その結果に基づき、不祥事防止に向けた取組を続けていくことが重要である。

また、職員においては、一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令遵守はもとより、高い倫理観のもと、県民の信頼と負託に応えていくことが必要である。

人事院の給与勧告等の概要

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率88.2%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16%〔行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳〕
〔俸給 583円 はね返し分(注) 72円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月(公務の支給月数 4.40月)

2 給与改定の内容と考え方

＜月例給＞

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

＜ボーナス＞

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

〔実施時期〕

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感のかん養

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・ 超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができるとし、事後的な検証を義務付け
- ・ 1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・ 各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上、職員が年5日以上、年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

- 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入

- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳台前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額は60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

説 明 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

平成30年人事統計調査の概要	1
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	2
その1 給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	2
その2 給料表別、級別平均年齢	2
その3 給料表別、年齢別人員分布	3
その4 給料表別、級別、年齢別人員分布	4
1 行政職給料表	4
2 公安職給料表	5
3 教育職給料表(Ⅱ)(ロ)	6
4 教育職給料表(Ⅲ)(イ)	7
5 研究職給料表	8
6 医療職給料表(Ⅰ)	9
7 医療職給料表(Ⅱ)	10
8 医療職給料表(Ⅲ)	11
その5 給料表別、級別平均経験年数	12
第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	12
第3表 職員の給与額	13
その1 職員1人当たりの給与種目別平均給与月額	13
その2 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員及び平均給料月額	14
第4表 職員の扶養手当の支給状況	15
第5表 職員の地域手当の支給状況	16
第6表 職員の住居手当の支給状況	17
第7表 職員の管理職手当の支給状況	18
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況	18
第9表 職員の通勤手当の支給状況	19
第10表 給料表別、級別、号給別人員分布	20
その1 行政職給料表	20
その2 公安職給料表	22
その3 教育職給料表(Ⅱ)(ロ)	24
その4 教育職給料表(Ⅲ)(イ)	26
その5 研究職給料表	28
その6 医療職給料表(Ⅰ)	30
その7 医療職給料表(Ⅱ)	32
その8 医療職給料表(Ⅲ)	34
第11表 特定任期付職員給料表の号給別人員分布	36
第12表 再任用職員の給料表別、級別、年齢別人員分布	36
その1 フルタイム勤務職員	36
その2 短時間勤務職員	36

2 民間給与関係資料

平成30年職種別民間給与実態調査の概要	37
第13表 民間給与実態調査事業所数	38
その1 産業別, 企業規模別調査事業所数	38
その2 地域別, 企業規模別調査事業所数	38
第14表 職種別, 学歴別, 企業規模別初任給	39
第15表 企業規模別, 職種別, 学歴別民間給与の支給状況等	40
その1 給与比較の対象職種	40
1 全規模	40
2 規模500人以上	42
3 規模100人以上500人未満	44
4 規模100人未満	46
その2 給与比較の対象外職種	48
その3 再雇用者	49
第16表 行政職給料表の職務の級への民間事業所従業員の格付	50
第17表 民間における初任給の改定状況	51
第18表 民間における定期昇給制度の状況	51
第19表 民間における特別給の支給状況	52
第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	52
第21表 民間における家族手当の支給状況	53
その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	53
その2 扶養家族の構成別支給月額	53
第22表 民間における住宅手当(借家・借間)の支給状況	53

3 生計費及び労働経済関係資料

平成30年4月の標準生計費算定方法の概要	54
第23表 広島市における費目別, 世帯人員別標準生計費	54
第24表 労働経済指標	55

1 職員給与関係資料

平成30年人事統計調査の概要

1 目的と時期

職員の給与を検討するため、平成30年4月1日現在における職員給与等の実態を調査したものである。

2 対象者

「職員の給与に関する条例」、「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の適用者等（給料表別の主な職種等）

- ・行政職給料表 : 他の給料表の適用を受けない全ての職員
- ・公安職給料表 : 警察官
- ・教育職給料表(二)(ロ) : 高等学校及び高等部を置く特別支援学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手等
- ・教育職給料表(三)(イ) : 小・中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭等及び広島学園に勤務する児童自立支援専門員
- ・研究職給料表 : 試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員
- ・医療職給料表(一) : 病院、保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する医師及び歯科医師
- ・医療職給料表(二) : 保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する薬剤師、獣医師、栄養士等
- ・医療職給料表(三) : 保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師等

3 調査事項

(1) 職員の年齢、学歴等に関する事項

年齢、学歴、性別、経験年数等

(2) 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当等

4 集計結果の概要

第1表から第12表のとおり

※第1表から第10表までは、再任用職員、特定任期付職員等は含まれない。

※構成比及び職員1人当たりの平均は小数点以下を四捨五入しているため内訳の合計と計が一致しない場合がある。

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

その1 給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区 分 給料表	適 用 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	平 均 経験年数 (年)
全 給 料 表	23,533	41.9	20.1
行 政 職 給 料 表	5,728	43.7	22.3
公 安 職 給 料 表	5,148	37.9	17.3
教育職給料表(二)(ロ)	4,168	44.3	21.8
教育職給料表(三)(イ)	7,951	41.9	19.4
研 究 職 給 料 表	263	43.4	20.7
医 療 職 給 料 表 (一)	41	39.2	15.5
医 療 職 給 料 表 (二)	163	41.1	17.1
医 療 職 給 料 表 (三)	71	44.3	22.2

その2 給料表別、級別平均年齢

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行 政 職 給 料 表	43.7	25.6	34.6		47.8	54.1	54.5	55.8	55.5		
公 安 職 給 料 表	37.9	22.0	27.3		32.7	40.9	49.2	52.4	52.1	55.0	57.2
教育職給料表(二)(ロ)	44.3	42.0	43.4	52.4	54.3	56.7					
教育職給料表(三)(イ)	41.9	—	39.9	50.8	53.3	56.5					
研 究 職 給 料 表	43.4	—	29.3		46.2	53.8	56.8				
医 療 職 給 料 表 (一)	39.2	28.6	32.6		43.5	56.4					
医 療 職 給 料 表 (二)	41.1	27.2	33.0		46.4	54.1	57.0				
医 療 職 給 料 表 (三)	44.3	24.9	35.8		52.3	57.8	—				

その３ 給料表別，年齢別人員分布

給料表 年齢	全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
18	41	14	27						
19	74	28	46						
20	66	25	41						
21	65	19	46						
22	424	98	99	30	192	1			4
23	560	84	139	51	280	1			5
24	529	103	109	71	230	8	1	5	2
25	580	104	130	87	252	1	1	5	
26	564	97	131	106	218	3	2	7	
27	552	67	143	96	224	10	1	7	4
28	574	105	116	105	237	5		4	2
29	637	98	194	111	215	8	4	5	2
30	626	116	163	116	214	8	3	5	1
31	596	89	189	93	216	3		5	1
32	539	80	172	81	192	3	4	7	
33	541	68	190	84	186	8	3	2	
34	538	70	210	90	158	5		3	2
35	522	89	201	70	155	5		2	
36	472	74	205	56	132	2	1	2	
37	457	90	186	59	118	2		2	
38	496	97	189	70	133	3	2	2	
39	483	105	184	70	113	3	1	7	
40	504	137	183	52	119	9	1	3	
41	475	124	140	74	122	8	1	6	
42	530	168	121	86	145	3	1	4	2
43	571	186	147	97	126	8	2	5	
44	618	239	122	83	154	10		9	1
45	627	252	115	86	157	13	1	3	
46	593	223	91	99	162	9	3	4	2
47	571	211	75	97	162	13	1	7	5
48	582	208	69	96	191	10		4	4
49	631	240	71	90	204	16		7	3
50	662	258	69	117	206	9		3	
51	617	203	65	123	207	14		2	3
52	707	201	69	189	235	8		4	1
53	827	199	92	211	301	14	1	8	1
54	841	200	112	202	306	13	2	5	1
55	815	184	79	227	306	12	1	4	2
56	832	170	113	206	332	3	1	4	3
57	914	197	118	233	354	1		3	8
58	847	216	96	177	344	4		3	7
59以上	833	192	91	177	353	7	3	5	5
計	23, 533	5, 728	5, 148	4, 168	7, 951	263	41	163	71

その４ 給料表別、級別、年齢別人員分布

１ 行政職給料表

年齢 \ 級	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級	７ 級	計
18	14							14
19	28							28
20	25							25
21	19							19
22	98							98
23	84							84
24	103							103
25	104							104
26	97							97
27	67							67
28	105							105
29	58	39		1				98
30	40	76						116
31	18	71						89
32	9	70			1			80
33	9	58			1			68
34	10	60						70
35	8	81						89
36	3	71						74
37	3	82	4		1			90
38	1	77	19					97
39	2	7	96					105
40	2	10	125					137
41	1	5	118					124
42		6	161		1			168
43		3	182	1				186
44		5	230	4				239
45		3	243	4	1		1	252
46		1	209	8	3	2		223
47		5	187	15	4			211
48		2	181	17	8			208
49			199	39	2			240
50		5	205	39	9			258
51			141	47	14	1		203
52			123	56	16	5	1	201
53		1	121	50	23	3	1	199
54			109	62	23	6		200
55	1	2	94	61	19	7		184
56			69	73	17	9	2	170
57		1	94	60	27	12	3	197
58		1	92	70	36	14	3	216
59		1	61	88	34	7	1	192
計	909	743	3,063	695	240	66	12	5,728

2 公安職給料表

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
18	27									27
19	46									46
20	41									41
21	46									46
22	99									99
23	137		2							139
24	43	62	4							109
25	15	113	2							130
26	8	109	14							131
27	3	127	13							143
28	2	93	21							116
29	3	122	68	1						194
30	1	72	89	1						163
31	1	32	145	11						189
32	1	8	148	15						172
33		3	162	25						190
34			158	52						210
35			103	97	1					201
36			73	130	2					205
37			56	125	5					186
38			25	161	2	1				189
39			11	169	4					184
40			2	166	13	2				183
41			1	102	33	3	1			140
42				70	34	13	3	1		121
43				69	64	9	5			147
44				54	50	8	9		1	122
45				46	53	5	11			115
46				35	37	8	11			91
47				26	33	8	8			75
48				21	35	5	8			69
49				23	30	9	9			71
50				25	28	5	10	1		69
51				17	27	7	13	1		65
52				15	30	8	13	3		69
53				16	37	15	19	5		92
54				26	47	18	14	6	1	112
55				18	32	11	11	5	2	79
56				17	44	21	23	5	3	113
57				14	49	22	24	3	6	118
58				13	32	25	14	4	8	96
59				7	29	28	11	6	10	91
計	473	741	1,097	1,567	751	231	217	40	31	5,148

3 教育職給料表(□)(㍑)

年 齢 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
20						
21						
22		30				30
23		51				51
24		71				71
25		87				87
26		106				106
27		96				96
28		105				105
29		111				111
30		116				116
31		93				93
32		81				81
33		84				84
34		90				90
35		70				70
36		56				56
37		59				59
38		70				70
39		70				70
40		52				52
41		74				74
42	1	82	3			86
43		94	3			97
44		83				83
45		85	1			86
46		97	1	1		99
47		96	1			97
48		91	4	1		96
49		84	3	3		90
50		103	9	4	1	117
51		109	5	8	1	123
52		161	15	13		189
53		168	17	21	5	211
54		168	7	20	7	202
55		182	12	24	9	227
56		167	7	19	13	206
57		196	4	16	17	233
58		150	3	5	19	177
59		147	4	7	19	177
計	1	3,835	99	142	91	4,168

4 教育職給料表(三)(イ)

年 齢 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
20						
21						
22		192				192
23		280				280
24		230				230
25		252				252
26		218				218
27		224				224
28		237				237
29		215				215
30		214				214
31		216				216
32		192				192
33		186				186
34		158				158
35		155				155
36		132				132
37		118				118
38		133				133
39		113				113
40		118	1			119
41		121	1			122
42		144	1			145
43		126				126
44		153		1		154
45		152	2	3		157
46		145	5	12		162
47		139	11	12		162
48		164	8	18	1	191
49		167	7	30		204
50		161	7	35	3	206
51		155	10	33	9	207
52		160	8	50	17	235
53		203	9	65	24	301
54		205	6	55	40	306
55		206	10	51	39	306
56		202	5	53	72	332
57		234	1	32	87	354
58		238	2	34	70	344
59		222	1	25	105	353
計	0	6,880	95	509	467	7,951

5 研究職給料表

年 齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
22		1				1
23		1				1
24		8				8
25		1				1
26		3				3
27		10				10
28		5				5
29		8				8
30		8				8
31		3				3
32		3				3
33		8				8
34		5				5
35		2	3			5
36		1	1			2
37			2			2
38			3			3
39			3			3
40			9			9
41			8			8
42			3			3
43		1	7			8
44			10			10
45			13			13
46			9			9
47			13			13
48			9	1		10
49			11	5		16
50			8	1		9
51			10	4		14
52			3	5		8
53			8	6		14
54			6	6	1	13
55			3	8	1	12
56				3		3
57					1	1
58				2	2	4
59				6	1	7
計	0	68	142	47	6	263

6 医療職給料表(一)

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	計
24	1				1
25	1				1
26	2				2
27	1				1
28					
29	4				4
30	2	1			3
31					
32		4			4
33		3			3
34					
35					
36		1			1
37					
38			2		2
39	1				1
40			1		1
41			1		1
42			1		1
43			2		2
44					
45			1		1
46			2	1	3
47			1		1
48					
49					
50					
51					
52					
53			1		1
54				2	2
55				1	1
56				1	1
57					
58					
59				1	1
60					
61					
62					
63				1	1
64				1	1
計	12	9	12	8	41

7 医療職給料表(二)

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
20						
21						
22						
23						
24	5					5
25	5					5
26	7					7
27	7					7
28	4					4
29	3	2				5
30	4	1				5
31		5				5
32	1	6				7
33		2				2
34		3				3
35		2				2
36		2				2
37		2				2
38	1	1				2
39			7			7
40			3			3
41			6			6
42			4			4
43			5			5
44			9			9
45			3			3
46			4			4
47			7			7
48			4			4
49			5	2		7
50			1	2		3
51			1	1		2
52			2	2		4
53			7	1		8
54			1	4		5
55			3	1		4
56				2	2	4
57			2		1	3
58			1	2		3
59			1	3	1	5
計	37	26	76	20	4	163

8 医療職給料表(三)

年 齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
20						
21						
22	4					4
23	5					5
24	2					2
25						
26						
27	4					4
28	2					2
29	2					2
30		1				1
31		1				1
32						
33						
34		2				2
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42		1	1			2
43						
44		1				1
45						
46			2			2
47			5			5
48			4			4
49			3			3
50						
51			3			3
52			1			1
53			1			1
54			1			1
55			2			2
56			2	1		3
57			5	3		8
58			5	2		7
59			2	3		5
計	19	6	37	9	0	71

その5 給料表別, 級別平均経験年数

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職給料表	22.3	3.8	12.9		26.6	32.8	32.8	33.6	31.4		
公安職給料表	17.3	3.6	8.2		11.7	19.7	28.2	31.5	31.2	34.4	36.2
教育職給料表(二)(四)	21.8	22.0	20.9	29.8	31.8	34.1					
教育職給料表(三)(イ)	19.4	—	17.5	28.3	30.6	33.6					
研究職給料表	20.7	—	6.6		23.6	30.9	34.0				
医療職給料表(一)	15.5	4.3	9.9		19.8	32.4					
医療職給料表(二)	17.1	2.9	9.0		22.5	30.5	34.3				
医療職給料表(三)	22.2	2.8	13.5		30.2	35.9	—				

第2表 職員の給料表別, 学歴別, 性別人員構成比

区分 給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	80.4	6.4	13.1	0.0	60.9	39.1
行政職給料表	66.1	10.8	23.1	0.0	66.4	33.6
公安職給料表	62.4	3.7	33.9	0.0	90.4	9.6
教育職給料表(二)(四)	95.5	4.0	0.6	—	55.9	44.1
教育職給料表(三)(イ)	93.5	6.5	0.0	—	40.9	59.1
研究職給料表	99.6	—	0.4	—	79.8	20.2
医療職給料表(一)	100.0	—	—	—	82.9	17.1
医療職給料表(二)	93.3	6.7	—	—	33.1	66.9
医療職給料表(三)	97.2	2.8	—	—	0.0	100.0

第3表 職員の給与額

その1 職員1人当たりの給与種目別平均給与月額

給料表 項 目		全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
給料月額(円)		342,712	342,361	322,173	364,286	344,230	361,059	431,546	326,370	342,039
給料調整額(円)		7,284	53	25	16,377	12,756	3,071	0	3,133	0
扶養手当(円)		9,344	9,302	13,732	8,710	6,924	11,306	10,622	6,328	1,655
地域手当(円)		19,292	21,960	19,847	20,348	16,262	20,109	72,444	15,044	17,273
小 計(円) (基準内給与)		378,632	373,675	355,777	409,721	380,171	395,545	514,613	350,875	360,967
住居手当(円)		5,478	4,977	2,516	6,643	7,114	6,664	2,634	6,764	3,324
管理職 手当(円)		4,747	6,582	1,596	3,575	6,234	1,825	10,610	2,546	0
その他の 手当(円)		3,873	218	1,545	5,701	5,784	137	292,439	920	0
合 計(円) (給与月額)		392,730	385,451	361,433	425,640	399,304	404,172	820,296	361,105	364,291
対 前 年 比	給料 月額 (%)	99.7	99.5	100.5	99.7	99.3	99.2	99.5	100.9	98.1
	基準 内給 与 (%)	99.8	99.6	100.8	99.9	99.5	99.5	99.1	101.1	98.2
	給与 月額 (%)	99.9	99.7	100.8	99.9	99.5	99.6	98.7	101.5	98.1

- (注) 1 給料月額には、平成27年4月1日及び平成28年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。
 2 扶養手当及び住居手当には、行政職5級以上の者の不支給に伴う経過措置額を含む。
 3 その他の手当とは、初任給調整手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、義務教育等教員特別手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の廃止に伴う経過措置額をいう。

その２ 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員及び平均給料月額

学歴 区分 経験年数	大学卒		高校卒	
	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
	人	円	人	円
1年未満	95	186,606	16	152,450
1年以上 2年未満	66	193,250	34	158,065
2年以上 3年未満	100	200,192	21	164,462
3年以上 4年未満	103	213,764	23	171,048
4年以上 5年未満	91	213,968	18	181,944
5年以上 6年未満	90	222,828	20	191,875
6年以上 7年未満	100	228,893	11	195,364
7年以上 8年未満	96	242,615	10	204,000
8年以上 9年未満	99	251,942	10	209,110
9年以上 10年未満	61	258,113	5	228,960
10年以上 11年未満	82	263,749	7	238,514
11年以上 12年未満	48	272,442	5	242,680
12年以上 13年未満	41	279,702	11	251,855
13年以上 14年未満	43	287,295	10	258,040
14年以上 15年未満	48	303,088	4	265,625
15年以上 16年未満	60	306,702	17	274,547
16年以上 17年未満	87	322,131	11	282,845
17年以上 18年未満	80	337,566	20	286,975
18年以上 19年未満	81	339,958	7	294,814
19年以上 20年未満	109	350,538	20	305,290
20年以上 21年未満	127	357,607	20	312,370
21年以上 22年未満	111	358,548	17	332,718
22年以上 23年未満	143	367,223	31	341,639
23年以上 24年未満	124	375,652	23	347,352
24年以上 25年未満	128	379,912	36	353,517
25年以上 26年未満	137	383,168	49	361,839
26年以上 27年未満	172	383,026	71	367,082
27年以上 28年未満	142	386,058	70	371,466
28年以上 29年未満	176	393,400	46	376,104
29年以上 30年未満	143	397,917	54	377,700
30年以上 31年未満	125	401,183	43	384,073
31年以上 32年未満	128	405,748	45	384,812
32年以上 33年未満	133	406,958	74	386,798
33年以上 34年未満	77	415,192	47	389,397
34年以上 35年未満	74	416,395	40	394,421
35年以上	263	420,091	377	403,101
計	3,783	336,482	1,323	347,640

第4表 職員の扶養手当の支給状況

給料表 区分		全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
受給者数		人 10,364 (10,443)	人 2,469 (2,548)	人 3,173	人 1,782	人 2,724	人 136	人 19	人 51	人 10
手当受給者 1人当たり 平均手当月額		円 21,122 (21,056)	円 21,184 (20,911)	円 22,279	円 20,373	円 20,210	円 21,864	円 22,921	円 20,225	円 11,750
扶 養 親 族 数	配偶者	人 5,929 (5,991)	人 1,368 (1,430)	人 2,400	人 890	人 1,150	人 79	人 17	人 20	人 5
	子	人 15,267 (15,405)	人 3,599 (3,737)	人 5,019	人 2,461	人 3,864	人 215	人 30	人 73	人 6
	上記以外の者	人 465 (468)	人 136 (139)	人 37	人 106	人 185	人 -	人 -	人 1	人 -
	計	人 21,661 (21,864)	人 5,103 (5,306)	人 7,456	人 3,457	人 5,199	人 294	人 47	人 94	人 11
	うち 年齢加算 を受ける 子	人 4,944 (5,056)	人 1,316 (1,428)	人 932	人 1,044	人 1,547	人 62	人 5	人 33	人 5

(注) 1 年齢加算を受ける子とは、扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子のことである。

2 行政職給料表適用者のうち5級以上の職員に対しては、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年3月22日条例第9号）により、平成28年4月から、扶養親族たる第三子以降の子に係る手当のみ支給しており、表中の（ ）内は激変緩和のための経過措置を含めた支給状況である。

第5表 職員の地域手当の支給状況

給料表 受給者数及び平均手当月額 区分		全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
受給者計	人数	23,521	5,717	5,148	4,168	7,950	263	41	163	71
	平均額	19,302	22,002	19,847	20,348	16,264	20,109	72,444	15,044	17,273
東京都特別区に勤務する者 支給割合 19.7%	人数	33	28	5	—	—	—	—	—	—
	平均額	66,516	67,013	63,737	—	—	—	—	—	—
医療職給料表(一)適用者 支給割合 16%	人数	41	—	—	—	—	—	41	—	—
	平均額	72,444	—	—	—	—	—	72,444	—	—
大阪府大阪市に勤務する者 支給割合 16%	人数	4	4	—	—	—	—	—	—	—
	平均額	62,628	62,628	—	—	—	—	—	—	—
広島市及び安芸郡中町に勤務する者 支給割合 7.3%	人数	7,491	3,349	2,593	1,193	239	91	—	8	18
	平均額	26,517	26,150	25,533	29,345	28,174	27,336	—	24,518	23,948
上記を除く内域に勤務する者 支給割合 4.3%	人数	15,948	2,332	2,550	2,975	7,711	172	—	155	53
	平均額	15,667	15,437	13,979	16,740	15,895	16,285	—	14,555	15,007
上記以外に勤務する者	人数	4	4	—	—	—	—	—	—	—
	平均額	20,121	20,121	—	—	—	—	—	—	—

第6表 職員の住居手当の支給状況

給料表 区 分	全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(四)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
受 給 者 数	5,072 (5,090)	1,113 (1,131)	493	1,090	2,250	69	4	44	9
手 当 月 額 11,000 円 以 下 の 受 給 者	12 (12)	1 (1)	2	4	5	—	—	—	—
手 当 月 額 11,100 円 以 上 27,000 円 未 満 の 受 給 者	2,025 (2,027)	361 (363)	119	433	1,068	25	—	16	3
手 当 月 額 27,000 円 (上 限) の 受 給 者	3,035 (3,051)	751 (767)	372	653	1,177	44	4	28	6
手 当 受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 月 額	円 25,356 (25,290)	円 25,489 (25,189)	円 25,991	円 25,391	円 25,132	円 25,401	円 27,000	円 25,057	円 26,222

借配 偶 家 者 等 ・ の 居 借 住 す 間 る	受 給 者 数	人 15	人 2	人 11	人 1	人 1	人 —	人 —	人 —	人 —
	1 人 当 た り 平 均 手 当 月 額	円 12,233	円 8,750	円 12,636	円 13,500	円 13,500	円 —	円 —	円 —	円 —

(注) 行政職給料表適用者のうち5級以上の職員に対しては、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年3月22日条例第9号）により、平成28年4月から住居手当が不支給となった。ただし、激変緩和のための経過措置として、本年は、条例改正前の規定により支給される住居手当額（以下「経過措置基礎額」という。）から4分の3を減額（1円未満は切り捨て）した額を支給しており、表中の（ ）内は経過措置を含めた支給状況（受給者数の内訳について、行政職給料表適用者のうち5級以上の職員にあっては、経過措置基礎額による区分）である。

第7表 職員の管理職手当の支給状況

給料表 区 分		全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
受 給 者 数		人 1,940	人 567	人 109	人 280	人 967	人 6	人 4	人 7	人 —
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額		円 57,585	円 66,490	円 75,367	円 53,214	円 51,262	円 80,000	円 108,750	円 59,286	円 —
支 給 区 分	1 種 〔本 庁 長〕	13	12	—	—	—	—	1	—	—
	2 種 〔本 部 長〕	95	63	31	—	—	—	1	—	—
	3 種 〔本 課 長〕	341	233	42	27	27	6	2	4	—
	4 種 〔本 担 当 監〕	791	90	36	140	522	—	—	3	—
	5 種 〔学 校 総 括 事 務 長〕	590	59	—	113	418	—	—	—	—
	6 種 〔学 校 事 務 長〕	110	110	—	—	—	—	—	—	—
手当が支給される主な職			本庁 局長、部長、 課長、担当監 地方機関 所長、次長	警察本部 参事官、課長 次席 警察署 署長、副署長 次長	高等学校 特別支援学校 校長、教頭	小中学校 校長、教頭	総合技術研究所 センター長	本庁 局長 地方機関 所長	畜産事務所 所長 食肉衛生検査所 所長 動物愛護センター 所長	本庁 担当監

(注) 支給区分欄の〔 〕内は、各支給区分に該当する行政職給料表適用者の主な職を示す。

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

受給者数	手当受給者 一人当たり 平均手当月額
人 368	円 33,848

(受給者数の内訳)

職 員 の 住 居 と 配 偶 者 の 住 居 と の 間 の 交 通 距 離										
100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上
人 238	人 114	人 4	人 1	人 3	人 8	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —

第9表 職員の通勤手当の支給状況

給料表 受給者数及び平均手当月額 区分		全給料表	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表(≡)(ロ)	教育職給料表(≡)(イ)	研究職給料表	医療職給料表(→)	医療職給料表(←)	医療職給料表(≡)
受給者計	人数	20,104	4,949	3,333	3,894	7,477	231	12	143	65
	平均額	13,580	17,522	7,675	15,806	11,897	21,688	9,739	25,609	21,715
交通機関等のみを利用する者	人数	4,362	2,677	1,161	245	135	64	5	49	26
	平均額	16,014	17,379	10,213	21,811	20,481	21,851	11,781	28,410	19,634
交通用具のみを使用する者	人数	13,731	1,730	2,013	3,089	6,682	120	4	68	25
	平均額	8,041	7,749	4,476	9,252	8,557	8,595	7,000	12,562	12,964
自動車	人数	11,900	1,356	697	3,028	6,630	97	4	64	24
	平均額	8,906	9,284	8,220	9,387	8,606	10,140	7,000	13,222	13,421
自転車等	人数	1,831	374	1,316	61	52	23	—	4	1
	平均額	2,417	2,182	2,493	2,508	2,258	2,078	—	2,000	2,000
自転車と自動車等	人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	平均額	—	—	—	—	—	—	—	—	—
交通機関等と交通用具併用する者	人数	2,011	542	159	560	660	47	3	26	14
	平均額	46,119	49,426	29,645	49,335	43,958	54,895	9,985	54,454	41,208
自動車と交通機関等	人数	1,748	429	101	520	619	42	3	24	10
	平均額	48,141	52,330	38,733	49,994	44,635	55,825	9,985	54,663	47,661
自転車と交通機関等	人数	240	112	58	34	25	5	—	2	4
	平均額	31,671	38,029	13,820	36,345	34,597	47,083	—	51,950	25,075
自転車と自動車と交通機関等と	人数	23	1	—	6	16	—	—	—	—
	平均額	43,212	80,065	—	65,893	32,404	—	—	—	—

第10表 給料表別，級別，号給別人員分布
その1 行政職給料表

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1					176	52	8
2					44	9	3
3					16	4	1
4					4	1	
5							
6							
7							
8				1			
9	14	3					
10							
11	1	43					
12		10					
13	28	9					
14		13					
15	4	22					
16	2	50					
17	20	11					
18	1	15					
19		6					
20	1	14					
21	18	34	1				
22	1	7					
23	2	13					
24	1	7					
25	8	40					
26		10					
27	9	8	2				
28	1	14	3				
29	94	39	3				
30		8	7				
31	16	12	15				
32	2	5	5				
33	65	32	7				
34	2	8	2				
35	16	11	35				
36	6	8	8	1			
37	88	30	36	1			
38	5	9	6				
39	16	25	48				
40	8	6	11	2			
41	75	24	50	1			
42	4	3	11	3			
43	14	26	51	1			
44	7	8	16	1			
45	76	31	31	3			
46	6	7	20	7			
47	13	25	50	4			
48	4	7	14	7			
49	54	19	57	4			
50	7	3	27	18			
51	18	23	76	27			
52	18		21	32			
53	58	3	49	30			
54	9		42	20			
55	20	2	43	22			
56	13	2	59	47			
57	21	2	25	21			
58	6		36	21			
59	10		35	14			
60	4	1	34	14			
61	4	2	101	32			
62	4	2	26	18			
63	2	2	29	13			
64		2	41	3			
65	2	2	41	15			
66	1	1	70	3			
67	1	1	23	16			
68	3		25	13			
69	3		36	7			
70	1		40	9			
71	4		82	5			
72	2		21	5			
73	2	2	37	7			
74	2	1	30	8			
75	1	2	88	9			
76			13	9			
77	1		61	18			
78			27	6			
79	1		86	29			
80		4	82	16			

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
81	3		60	37			
82		1	20	17			
83	1		74	31			
84			25	19			
85	1		42	48			
86			83				
87			47				
88		1	26				
89			42				
90			12				
91		1	20				
92			12				
93	4	1	22				
94			8				
95			45				
96			15				
97			52				
98			40				
99		1	35				
100			30				
101			39				
102		1	29				
103		2	34				
104			16				
105			340				
106							
107							
108							
109		1					
110							
111		1					
112							
113		4					
計	909	743	3,063	695	240	66	12
					合計人員		
					5,728		

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。また、該当人員が0人の号給は空欄とした（以下第10表の各表において同じ。）。

その2 公安職給料表

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1										
2										
3										
4										
5		27								
6										
7		4								
8		6		2						
9		8								
10										
11		29								
12				3						
13		9								
14		3		1						
15		31								
16				1						1
17		7								
18		4		1						
19		34		1	1				1	
20		4		1						
21		64		5						
22		6		4						
23		40	62	2						
24		9		2		2				
25		16	22	2	1					
26		7	14	3						
27		97	14	5	3					
28		4	76	2		1				
29		12	10	6	1					
30		13	15	6	1	1				
31		20	26	6		1				
32		3	22	4	4					
33		3	63	17	3					7
34		2	6	17	4	1				1
35		2	25	30	8	1				
36			18	2	5	1				7
37			68	65	4	1	1	1		2
38			10	30	8					3
39	2		18	34	5	1	1	1		2
40	1		25	33	9		4	1		4
41	1		51	47	44	2	2	1		
42			17	37	21	3	2	1		1
43			31	46	32	3		1		2
44	1		30	35	20	1	3	2		
45			52	58	33	14	4	3		1
46			19	30	22	7	2	2		
47	1		21	43	37	17	2	3		
48			18	29	25	13	1	3		
49	1		1	47	43	6	2		7	
50			2	34	18	18			6	
51			3	51	45	14	3	5	8	
52			1	27	26	10	2	3	5	
53				52	59	15	4	8	5	
54		1		32	35	10	1		1	
55				54	45	22	1	2	3	
56				29	35	13	4	8	1	
57	2			19	49	10	3	7	1	
58				16	53	11		3	1	
59				24	51	24	1	8	1	
60				20	36	10	1	8		
61				15	50	14	2	11		
62				9	36	6	1	4		
63				12	53	21	3	2		
64				17	39	4	2	4		
65				8	37	13	2	3		
66				6	24	5		1		
67				9	38	13		5		
68				6	25	11	1	7		
69					17	10	1	4		
70					11	11	3	3		
71					14	21	4	3		
72					14	11	1	4		
73					20	18	2	2		
74					10	17		6		
75					10	20	2	3		
76					7	7	2	5		
77					13	10	1	2		
78					12	8		1		
79					13	12	3	8		
80					12	19	2	6		

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
81					21	9	6	6		
82					9	17	5	6		
83					7	8	1	8		
84					12	15	6	11		
85					17	18	31	31		
86					6	11	5			
87					11	23	15			
88					5	16	6			
89					7	20	20			
90					4	15	3			
91					9	17	10			
92					5	14	6			
93					8	84	41			
94					7					
95					7					
96					2					
97					7					
98					2					
99					3					
100					4					
101					6					
102					3					
103					9					
104					7					
105					7					
106					7					
107					6					
108					7					
109					6					
110					4					
111					4					
112					6					
113					4					
114					7					
115					4					
116					6					
117					4					
118					4					
119					8					
120					9					
121					13					
122					9					
123					10					
124					11					
125					10					
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
計		473	741	1, 097	1, 567	751	231	217	40	31
								合計人員		
								5, 148		

その 3 教育職給料表(二)(ロ)

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1						
2						
3						
4						
5			30			
6						
7			2			
8			1			
9			49			
10			1			
11			7			
12						
13			52			
14						
15			12			
16			3			
17			67			
18			1			
19			14			
20			5			
21			82			
22			2			
23			13			1
24			5			1
25			79			1
26			2			
27			17			1
28			8			4
29			74			
30			2			4
31			25			5
32			13			6
33			80			6
34			3			7
35			24			10
36			10			8
37			66			37
38			3			
39			31			
40			17			
41			60			
42			5			
43			25			
44			9			
45			39			
46			7			
47			32			
48			11			
49			34			
50			6			
51			20			
52			10		1	
53			47	1		
54			6			
55			21		2	
56			8			
57			45		3	
58			6		1	
59			18	1	2	
60			13		2	
61			23		2	
62			12	1	4	
63			15			
64			10	2	7	
65			21		8	
66			8		10	
67			30		12	
68			14		10	
69			35	1	6	
70			16		8	
71			22		9	
72			13		9	
73			24		10	
74			10		9	
75			19	1	7	
76			14		5	
77			24	1	15	
78			11			
79			13			
80			19			

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
81			35			
82			13			
83			14	1		
84			22			
85			32	3		
86			13			
87			25			
88			22	4		
89			32	1		
90			11	3		
91			20	4		
92			19	6		
93			30	13		
94			11	3		
95			15	2		
96			15	1		
97			31	4		
98			9	1		
99			18	6		
100			18	5		
101	1		29	3		
102			22	5		
103			29	1		
104			14	1		
105			37	5		
106			19	1		
107			36	3		
108			19	2		
109			27	2		
110			35	3		
111			27	2		
112			32	1		
113			32	1		
114			27	3		
115			25	1		
116			30			
117			32			
118			23			
119			29			
120			37			
121			50			
122			67			
123			63			
124			75			
125			56			
126			66			
127			96			
128			117			
129			116			
130			45			
131			71			
132			34			
133			54			
134			45			
135			72			
136			47			
137			55			
138			50			
139			48			
140			22			
141			19			
142			12			
143			6			
144						
145			8			
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計		1	3, 835	99	142	91
合計人員					4, 168	

その4 教育職給料表(三)(イ)

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						1
14						
15						
16						
17			193			
18			1			
19			19			
20			6			1
21			254			2
22						7
23			22			28
24			5			31
25			196			34
26			6			45
27			21			32
28			5			17
29			217			31
30			2			12
31			25			22
32			11			14
33			179			10
34			2			11
35			20			6
36			12			14
37			179			149
38			4			
39			27			
40			25			
41			193			
42			4			
43			42			
44			21			
45			138			
46			13			
47			32			
48			35			
49			142			
50			20			
51			51			
52			31			
53			117			
54			21			
55			44			
56			32		1	
57			93	2		
58			18		2	
59			62	1	1	
60			20		3	
61			81			
62			14		1	
63			43		2	
64			18		5	
65			78		2	
66			15		1	
67			46		6	
68			32		7	
69			83		7	
70			12		6	
71			37	1	6	
72			30		14	
73			64	2	11	
74			15		7	
75			37		15	
76			35		16	
77			49	1	22	
78			22		33	
79			31	2	39	
80			23	3	26	

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
81			49	2	25	
82			22	3	30	
83			44	3	38	
84			20	7	18	
85			46	3	20	
86			24	1	21	
87			29	5	16	
88			21	1	14	
89			32	3	16	
90			20	1	21	
91			34	3	18	
92			30	1	9	
93			38	6	30	
94			31	9		
95			45	1		
96			37	4		
97			45	5		
98			21	5		
99			33	2		
100			30	1		
101			44	1		
102			46	2		
103			42	2		
104			32	1		
105			34	4		
106			30	1		
107			33			
108			33	3		
109			26			
110			25			
111			44	1		
112			29			
113			31			
114			37	2		
115			36			
116			27			
117			34			
118			40			
119			49			
120			40			
121			55			
122			53			
123			47			
124			38			
125			50			
126			44			
127			32			
128			44			
129			60			
130			36			
131			53			
132			42			
133			64			
134			67			
135			87			
136			59			
137			85			
138			102			
139			134			
140			84			
141			128			
142			108			
143			112			
144			93			
145			55			
146			45			
147			62			
148			59			
149			79			
150			60			
151			64			
152			47			
153			17			
154			8			
155			6			
156			2			
157			11			
計		0	6, 880	95	509	467
					合計人員	7, 951

その5 研究職給料表

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1						
2						
3						
4						
5			1			
6						
7						
8						
9			3			
10						
11			1			
12			1			
13			4			
14						
15						
16						
17			1			
18						
19			2			
20			2			
21			2			
22						
23				2		
24				1		
25			8			
26						
27			1			
28			1	1		
29			5	1		1
30						
31						2
32						1
33			5	1		
34				1		
35			2			
36			2			2
37			4	1		
38			1	2		
39						
40						
41			4	2		
42				5		
43			1	1		
44			1	1		
45			5	1		
46				3		
47					1	
48					2	
49			7	1		
50				5		
51			1		4	
52				1		
53			2	1	5	
54				1	4	
55				1	3	
56				1	1	
57					1	
58				4	1	
59					2	
60				2	1	
61				4	1	
62				7		
63				1	2	
64			1	1	1	
65				1	3	
66				10	1	
67					3	
68				1	1	
69				2	2	
70				7	3	
71					1	
72				9		
73					4	
74				5		
75				6		
76				1		
77				1		
78				4		
79				1		
80				1		

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81				7		
82				1		
83						
84				4		
85				1		
86				3		
87				1		
88				2		
89				21		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		0	68	142	47	6
					合計人員	263

その 6 医療職給料表(一)

号給 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	3			
10				
11				
12				
13	2	2		
14				
15				
16				
17	1			
18		2		
19				
20	1			
21	1			
22				
23		2		
24				
25	2			
26				
27		2	1	
28	1			
29	1			1
30				
31			1	
32				
33				
34				
35		1	1	
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43			2	
44				
45				
46				
47			1	
48				1
49				1
50				
51				
52				
53			1	1
54			1	
55				
56				
57			1	
58				
59				
60				
61				
62				
63			2	1
64				
65				3
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89				1	
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計		12	9	12	8
合計人員					41

その 7 医療職給料表(二)

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19		2			
20					
21					
22					
23					
24					
25		2			
26		1			
27					
28		1	1		
29		1	1		
30		2			1
31			2		2
32		1	1		1
33	4	2			
34					
35		5	1		
36					
37			3		
38	1				
39	4		3		
40	1		1		
41	2	1	2		
42		1		1	
43	5	1		1	
44	1		1		
45	2		2	2	
46			2	1	
47	4	2	3	3	
48		1		1	
49	4		4		
50					
51	2		5	2	
52			2		
53	1			1	
54		1	2	1	
55	2		1		
56	1		1		
57			1		
58	2		1		
59			1		
60				1	
61	1				
62		1	1	1	
63		1	2		
64			1		
65				5	
66			1		
67			1		
68			1		
69			2		
70			3		
71			1		
72			2		
73			2		
74					
75			1		
76					
77					
78					
79			1		
80					

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81				1		
82						
83				1		
84						
85						
86				2		
87						
88				1		
89				1		
90				3		
91				4		
92						
93				1		
94						
95				2		
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
計		37	26	76	20	4
					合計人員	163

その8 医療職給料表(三)

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21			1			
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31	4		1			
32						
33						
34						
35	5					
36						
37						
38						
39	2					
40			1			
41						
42						
43			1			
44						
45						
46						
47	2					
48					1	
49				1		
50	1					
51	1				1	
52						
53	1				1	
54					1	
55	3				1	
56					1	
57						
58						
59						
60						
61					2	
62						
63				2		
64				1		
65				1		
66						
67				2		
68				1	1	
69						
70						
71				1		
72						
73				1		
74				2		
75				2		
76						
77						
78				3		
79			1			
80			1			

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81						
82						
83				2		
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91				1		
92						
93						
94				2		
95						
96				3		
97				12		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
165						
166						
167						
168						
169						
計		19	6	37	9	0
					合計人員	71

第11表 特定任期付職員給料表の号給別人員分布

号	給	人	員
1			
2		1	
3			
4			
5			
6			
7		1	
		適用職員数	2人

第12表 再任用職員の給料表別、級別、年齢別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

区 分 給料表	合計	級別人員分布					年齢別人員分布				
		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
行 政 職 給 料 表	53	—	53		—	—	41	5	4	3	—
公 安 職 給 料 表	21	—	—		2	19	17	2	2	—	—
教育職給料表(二)(ロ)	175	30	133	—	5	7	74	35	30	21	15
教育職給料表(三)(イ)	222	—	200	—	—	22	92	62	44	16	8
研 究 職 給 料 表	3	—	3		—	—	3	—	—	—	—
医 療 職 給 料 表 (二)	3	—	3		—	—	3	—	—	—	—

(注) フルタイム勤務職員の勤務時間は、週38時間45分

その2 短時間勤務職員

区 分 給料表	合計	級別人員分布					年齢別人員分布				
		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
行 政 職 給 料 表	200 (5)	—	200 (5)		—	—	11	45	58 (2)	46 (2)	40 (1)
公 安 職 給 料 表	67	—	—		10	57	—	29	24	12	2
教育職給料表(二)(ロ)	135 (135)	2 (2)	133 (133)	—	—	—	30 (30)	21 (21)	38 (38)	20 (20)	26 (26)
教育職給料表(三)(イ)	190 (188)	—	190 (188)	—	—	—	64 (63)	52 (51)	30 (30)	29 (29)	15 (15)
研 究 職 給 料 表	11 (1)	—	11 (1)		—	—	2 (1)	7	2	—	—
医 療 職 給 料 表 (二)	2	—	2		—	—	—	1	1	—	—
医 療 職 給 料 表 (三)	8	—	8		—	—	—	3	1	2	2

(注) 表中の数値は、フルタイムの3/4勤務職員（4週間の勤務時間が116時間15分の職員）及びフルタイムの1/2勤務職員（2週間の勤務時間が38時間45分の職員）の合計人数で、（ ）内は、その内フルタイムの1/2勤務職員数を表す。

2 民間給与関係資料

平成30年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成30年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本人事委員会、人事院及び広島市人事委員会等

3 調査の対象

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、1,330事業所

(2) 調査対象職種

調査対象事業所の常勤の従業員（臨時の者及び役員を除く。）のうち、職員の職に類似する職として指定した76職種（うち初任給関係18職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3の(1)に記載した1,330事業所を、組織、企業規模、産業等により32層に層化し、これらの層から350事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

5 調査事項

(1) 事業所に関する事項

毎月きまって支給する給与、賞与・臨時給与に関する支給状況等

(2) 従業員に関する事項

従業員の年齢、学歴、性、きまって支給する給与、時間外手当、通勤手当等

6 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 民間給与実態調査事業所数

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

区 分	企業規模			
	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
調 査 対 象 事 業 所	事業所 1,330	事業所 547	事業所 574	事業所 209
抽 出 事 業 所	350	142	151	57
調 査 事 業 所（産業計）	301	124	130	47
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業	26	13	7	6
製 造 業	117	36	58	23
電気・ガス・熱供給・水道業，情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業	60	32	20	8
卸 売 業 ， 小 売 業	24	12	9	3
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	18	12	5	1
教育，学習支援業，医療， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	56	19	31	6

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が46所あった。
- 2 調査対象事業所350所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた347所に占める調査完了事業所301所の割合（調査完了率）は、86.7%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。（以下、各表について同じ。）
ただし、「調査対象事業所」欄及び「抽出事業所」欄は、実地調査前の企業規模により計上している。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの。）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

その2 地域別、企業規模別調査事業所数

地 域	企業規模			
	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
地 域 計	事業所 301	事業所 124	事業所 130	事業所 47
広 島 市	150	79	55	16
そ の 他 の 市	140	41	70	29
郡 部	11	4	5	2

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	全 規 模	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	198,751	201,887	194,334	195,933
	短 大 卒	180,595	188,694	167,697	※196,200
	高 校 卒	161,768	163,608	159,753	※150,140
新 卒 事 務 員	大 学 卒	197,310	199,062	194,998	192,423
	短 大 卒	168,919	※197,127	166,378	—
	高 校 卒	158,643	160,316	158,411	※150,140
新 卒 技 術 者	大 学 卒	201,798	209,422	193,315	※202,875
	短 大 卒	188,110	188,180	※179,565	※196,200
	高 校 卒	165,879	167,121	161,747	—
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 研 究 員	大 学 卒	※207,020	※207,020	—	—
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	—	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—
準 新 卒 医 師	大 学 卒	—	—	—	—
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	※247,788	※247,788	—	—
準新卒診療放射線技師	短 大 卒	—	—	—	—
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	—	—	—	—
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	※203,759	※199,110	※210,000	—
準 新 卒 准 看 護 師	養成所卒	—	—	—	—

(注) 1 ※印のあるものは、調査実人員が10人以下であることを示す。

2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

3 「準新卒」とあるのは、平成29年度中に資格免許を取得し(医師については平成27年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了後)、平成30年4月までに採用された場合をいう。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与の支給状況等

その1 給与比較の対象職種

1 全規模

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	35	53.0	825,458	246	825,212	
	短 大 卒	30	53.3	867,912	180	867,732	
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
	中 学 卒	4	53.9	692,106	813	691,293	
務	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	14	52.6	757,367	869	756,498	
	短 大 卒	8	55.1	818,424	-	818,424	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	6	49.5	679,572	1,976	677,596	
・	事 務 部 長	-	-	-	-	-	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	476	53.0	662,212	1,195	661,017	
	短 大 卒	384	53.2	687,372	745	686,627	
	高 校 卒	28	52.3	538,010	438	537,572	
	中 学 卒	64	52.1	569,276	4,117	565,159	
技	技 術 部 長	-	-	-	-	-	同上
	大 学 卒	305	52.8	679,783	875	678,908	
	短 大 卒	229	52.7	699,052	585	698,467	
	高 校 卒	27	53.0	660,189	194	659,995	
	中 学 卒	49	53.0	607,506	2,459	605,047	
関	事務部次長	-	-	-	-	-	上記部長に事故等のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専門職 ※部次長の他、中間職(部長一課長間)を含む。
	大 学 卒	109	51.6	568,693	256	568,437	
	短 大 卒	88	51.1	595,772	323	595,449	
	高 校 卒	9	52.7	461,163	-	461,163	
	中 学 卒	12	54.0	470,760	-	470,760	
係	技術部次長	-	-	-	-	-	同上
	大 学 卒	59	49.4	467,447	3,318	464,129	
	短 大 卒	46	48.6	454,152	3,526	450,626	
	高 校 卒	6	51.9	502,480	5,033	497,447	
	中 学 卒	5	53.7	536,593	633	535,960	
職	事 務 課 長	2	52.0	506,752	-	506,752	2係以上又は構成員10 人以上の課 の長 職能資格等が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	936	50.2	619,484	13,218	606,266	
	短 大 卒	639	49.4	619,914	10,979	608,935	
	高 校 卒	77	49.8	513,953	11,888	502,065	
	中 学 卒	216	52.3	649,938	19,162	630,776	
種	技 術 課 長	4	44.9	395,155	8,074	387,081	同上
	大 学 卒	821	50.7	677,078	9,757	667,321	
	短 大 卒	535	50.2	689,198	7,696	681,502	
	高 校 卒	83	50.8	645,424	21,924	623,500	
	中 学 卒	201	51.9	659,222	10,304	648,918	
		2	46.0	448,894	14,780	434,114	

(注) X印は、調査実人員が1人であることを示す。(以下、本表において同じ。)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 354	歳 47.5	円 505,323	円 44,447	円 460,876	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 ※課長代理の他、中間職(課長－係長間)を含む。
	大 学 卒	246	46.2	506,036	37,385	468,651	
	短 大 卒	32	47.7	429,648	32,982	396,666	
	高 校 卒	76	51.4	535,652	70,664	464,988	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	122	46.9	503,556	63,078	440,478	同上
	大 学 卒	77	45.8	482,127	52,497	429,630	
	短 大 卒	7	48.4	480,196	40,169	440,027	
	高 校 卒	38	49.1	554,345	90,213	464,132	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	973	44.4	463,681	50,566	413,115	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	580	42.0	449,184	53,871	395,313	
	短 大 卒	122	46.2	409,128	38,139	370,989	
	高 校 卒	270	47.6	502,531	48,925	453,606	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	技術係長	716	44.9	509,730	86,659	423,071	同上
	大 学 卒	379	42.9	490,470	79,846	410,624	
	短 大 卒	89	45.8	509,356	71,958	437,398	
	高 校 卒	243	47.5	537,977	100,955	437,022	
	中 学 卒	5	47.3	455,684	106,117	349,567	
	事務主任	851	42.8	403,922	51,540	352,382	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等 が上記主任と同等と認められる主任 ※主任の他、中間職(係長－係員間)を含む。
	大 学 卒	519	41.5	415,796	54,904	360,892	
	短 大 卒	126	44.1	361,510	44,764	316,746	
	高 校 卒	206	45.4	397,834	46,841	350,993	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	1,035	44.5	516,169	97,978	418,191	同上
	大 学 卒	642	43.6	509,406	99,249	410,157	
	短 大 卒	98	45.5	511,816	100,979	410,837	
	高 校 卒	288	46.1	530,357	92,559	437,798	
	中 学 卒	7	43.5	601,316	156,300	445,016	
	事務係員	3,475	36.1	308,800	35,628	273,172	
	大 学 卒	2,109	33.0	310,070	37,920	272,150	
	短 大 卒	601	41.3	298,471	29,792	268,679	
	高 校 卒	755	40.7	312,766	33,389	279,377	
	中 学 卒	10	43.9	336,061	50,796	285,265	
	技術係員	2,454	35.8	379,229	72,834	306,395	
	大 学 卒	1,440	33.5	373,026	74,824	298,202	
	短 大 卒	359	37.1	349,136	63,425	285,711	
	高 校 卒	648	40.2	409,541	73,568	335,973	
	中 学 卒	7	42.6	360,678	81,513	279,165	

2 規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	35	53.0	825,458	246	825,212	
	短 大 卒	30	53.3	867,912	180	867,732	
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
	中 学 卒	4	53.9	692,106	813	691,293	
務	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	11	52.9	791,638	1,043	790,595	
	短 大 卒	6	55.6	874,989	-	874,989	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	5	49.7	694,611	2,257	692,354	
・	事 務 部 長	-	-	-	-	-	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	273	53.4	770,590	723	769,867	
	短 大 卒	233	53.3	794,645	262	794,383	
	高 校 卒	9	54.5	637,319	157	637,162	
	中 学 卒	31	54.0	641,465	4,047	637,418	
技	技 術 部 長	-	-	-	-	-	同上
	大 学 卒	200	53.4	777,234	1,304	775,930	
	短 大 卒	161	53.3	786,327	774	785,553	
	高 校 卒	18	54.7	756,199	311	755,888	
	中 学 卒	21	52.5	731,234	5,614	725,620	
術	事 務 部 次 長	-	-	-	-	-	上記部長に事故等のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認 められる部の次長及び部次長級専門職 ※部次長の他、中間職(部長－課長間)を含む。
	大 学 卒	43	52.7	656,083	671	655,412	
	短 大 卒	41	52.4	658,254	703	657,551	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	2	58.5	611,468	-	611,468	
関	技 術 部 次 長	-	-	-	-	-	同上
	大 学 卒	2	57.0	813,713	411	813,302	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
係	事 務 課 長	-	-	-	-	-	2係以上又は構成員10人以上の課 の長 職能資格等が上記課の長と同等と認 められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	598	51.0	684,608	16,793	667,815	
	短 大 卒	411	49.9	681,684	13,966	667,718	
	高 校 卒	30	52.0	624,997	17,256	607,741	
	中 学 卒	155	53.2	702,144	22,805	679,339	
職	技 術 課 長	2	47.1	422,602	15,023	407,579	同上
	大 学 卒	481	52.1	785,251	12,830	772,421	
	短 大 卒	326	51.5	788,672	9,350	779,322	
	高 校 卒	41	53.5	778,567	34,041	744,526	
	中 学 卒	114	53.4	778,044	14,805	763,239	
種	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 250	歳 47.8	円 543,752	円 56,929	円 486,823	前記課長に事故等のあるときの職務代行者
	大 学 卒	179	46.2	535,435	44,862	490,573	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
	短 大 卒	11	45.0	519,227	80,046	439,181	課長に直属し部下4人以上を有する者
	高 校 卒	60	52.5	571,506	86,262	485,244	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる
	中 学 卒	-	-	-	-	-	課長代理及び課長代理級専門職
							※課長代理の他、中間職(課長－係長間)を含む。
	技術課長代理	66	48.6	585,259	81,936	503,323	同上
	大 学 卒	38	48.3	562,696	69,548	493,148	
	短 大 卒	4	47.7	505,045	56,086	448,959	
	高 校 卒	24	49.2	634,243	105,812	528,431	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	561	44.4	500,122	55,057	445,065	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	337	41.6	481,855	60,858	420,997	
	短 大 卒	45	46.8	460,159	31,723	428,436	
	高 校 卒	179	47.7	531,222	51,007	480,215	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	434	45.3	554,262	94,613	459,649	同上
	大 学 卒	199	42.9	537,904	84,849	453,055	
	短 大 卒	52	46.5	554,034	72,451	481,583	
	高 校 卒	180	47.6	574,007	111,588	462,419	
	中 学 卒	3	47.6	457,757	140,565	317,192	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	501	44.1	453,669	61,625	392,044	係長等のいる事業所における主任
	大 学 卒	308	42.9	464,958	65,947	399,011	係長等のいない事業所における主任のうち、課
	短 大 卒	55	46.1	440,616	59,275	381,341	長代理以上に直属し、部下を有する者
	高 校 卒	138	46.1	432,634	52,569	380,065	係長等のいない事業所において、職能資格等
	中 学 卒	-	-	-	-	-	が上記主任と同等と認められる主任
							※主任の他、中間職(係長－係員間)を含む。
	技術主任	712	45.6	559,194	108,783	450,411	同上
	大 学 卒	416	44.8	555,388	111,315	444,073	
	短 大 卒	64	46.9	572,696	119,637	453,059	
	高 校 卒	227	46.8	560,734	99,109	461,625	
	中 学 卒	5	43.9	637,338	165,208	472,130	
	事務係員	2,002	36.0	326,354	39,266	287,088	
	大 学 卒	1,234	32.6	320,001	40,486	279,515	
	短 大 卒	288	42.5	331,367	36,155	295,212	
	高 校 卒	475	41.2	340,038	37,765	302,273	
	中 学 卒	5	44.2	350,279	48,594	301,685	
	技術係員	1,472	36.3	407,001	79,750	327,251	
	大 学 卒	805	33.8	401,830	83,069	318,761	
	短 大 卒	206	37.2	373,885	71,050	302,835	
	高 校 卒	458	40.4	432,693	77,727	354,966	
	中 学 卒	3	54.8	377,179	57,040	320,139	

3 規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
務	工 場 長	3	51.4	586,353	-	586,353	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	2	53.1	592,436	-	592,436	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
・	事 務 部 長	172	52.6	537,059	1,608	535,451	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	128	53.4	547,426	1,271	546,155	
	短 大 卒	17	51.8	503,328	657	502,671	
	高 校 卒	27	49.2	507,539	3,855	503,684	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技	技 術 部 長	90	51.5	510,899	111	510,788	同上
	大 学 卒	58	51.4	507,436	176	507,260	
	短 大 卒	8	49.6	509,798	-	509,798	
	高 校 卒	24	52.2	519,336	-	519,336	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
術	事務部次長	55	50.8	529,064	-	529,064	上記部長に事故等のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認 められる部の次長及び部次長級専門職 ※部次長の他、中間職(部長一課長間)を含む。
	大 学 卒	40	50.2	561,777	-	561,777	
	短 大 卒	7	52.1	456,374	-	456,374	
	高 校 卒	8	52.2	444,953	-	444,953	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関	技術部次長	55	49.0	455,443	3,577	451,866	同上
	大 学 卒	44	48.3	454,908	3,721	451,187	
	短 大 卒	5	50.8	443,750	5,950	437,800	
	高 校 卒	4	52.8	449,736	806	448,930	
	中 学 卒	2	52.0	506,752	-	506,752	
係	事務課長	308	48.4	481,411	5,287	476,124	2係以上又は構成員10人以上の課 の長 職能資格等が上記課の長と同等と認 められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	211	48.1	492,242	4,715	487,527	
	短 大 卒	43	48.9	442,896	8,841	434,055	
	高 校 卒	53	48.9	469,004	4,862	464,142	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
職	技 術 課 長	302	47.4	440,641	3,209	437,432	同上
	大 学 卒	189	47.1	445,766	3,896	441,870	
	短 大 卒	38	46.6	430,838	2,375	428,463	
	高 校 卒	73	48.6	432,473	1,602	430,871	
	中 学 卒	2	46.0	448,894	14,780	434,114	
種	支 店 長	-	-	-	-	-	同上
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 95	歳 47.2	円 416,614	円 13,493	円 403,121	前記課長に事故等のあるときの職務代行者
	大 学 卒	62	46.4	431,654	16,184	415,470	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
	短 大 卒	21	49.1	382,015	7,956	374,059	課長に直属し部下4人以上を有する者
	高 校 卒	12	47.5	408,975	10,883	398,092	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる
	中 学 卒	-	-	-	-	-	課長代理及び課長代理級専門職
							※課長代理の他、中間職(課長－係長間)を含む。
	技術課長代理	43	44.2	423,547	46,866	376,681	同上
	大 学 卒	28	42.2	420,937	39,182	381,755	
	短 大 卒	3	49.3	445,293	17,812	427,481	
	高 校 卒	12	48.3	425,329	75,225	350,104	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	368	44.5	375,752	39,431	336,321	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	220	43.1	375,559	37,034	338,525	
	短 大 卒	71	46.0	368,369	44,491	323,878	
	高 校 卒	76	47.2	383,838	41,344	342,494	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	技術係長	251	43.9	391,991	65,595	326,396	同上
	大 学 卒	158	42.9	402,546	71,704	330,842	
	短 大 卒	35	43.7	394,115	74,283	319,832	
	高 校 卒	56	46.8	359,009	44,373	314,636	
	中 学 卒	2	46.8	451,937	43,845	408,092	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	311	40.6	315,388	30,989	284,399	係長等のいる事業所における主任
	大 学 卒	186	38.9	326,557	32,187	294,370	係長等のいない事業所における主任のうち、課
	短 大 卒	65	42.6	288,483	28,331	260,152	長代理以上に直属し、部下を有する者
	高 校 卒	60	43.6	309,641	30,124	279,517	係長等のいない事業所において、職能資格等
	中 学 卒	-	-	-	-	-	が上記主任と同等と認められる主任
							※主任の他、中間職(係長－係員間)を含む。
	技術主任	260	40.1	361,440	54,084	307,356	同上
	大 学 卒	179	39.6	370,863	58,319	312,544	
	短 大 卒	26	41.0	323,874	32,413	291,461	
	高 校 卒	53	41.2	348,542	49,371	299,171	
	中 学 卒	2	41.1	341,405	92,028	249,377	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係員	1,239	36.2	283,253	30,639	252,614	
	大 学 卒	765	33.7	296,846	34,473	262,373	
	短 大 卒	251	40.6	263,040	22,840	240,200	
	高 校 卒	218	40.3	256,404	25,339	231,065	
	中 学 卒	5	43.3	311,188	54,648	256,540	
	技術係員	876	34.7	307,346	54,655	252,691	
	大 学 卒	570	32.9	308,885	55,923	252,962	
	短 大 卒	136	37.4	293,169	45,302	247,867	
	高 校 卒	166	39.1	313,215	57,236	255,979	
	中 学 卒	4	33.1	347,943	100,401	247,542	

4 規模100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	31	51.9	461,134	2,669	458,465	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	23	51.8	464,884	2,218	462,666	
	短 大 卒	2	47.5	411,500	-	411,500	
	高 校 卒	6	54.1	463,718	5,389	458,329	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 長	15	52.9	475,018	61	474,957	同上
	大 学 卒	10	50.6	480,957	93	480,864	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	4	58.5	471,375	-	471,375	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	11	51.5	459,306	-	459,306	上記部長に事故等のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認 められる部の次長及び部次長級専門職 ※部次長の他、中間職(部長一課長間)を含む。
	大 学 卒	7	49.2	458,879	-	458,879	
	短 大 卒	2	54.5	476,125	-	476,125	
	高 校 卒	2	56.5	443,950	-	443,950	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	2	53.3	440,475	-	440,475	同上
	大 学 卒	2	53.3	440,475	-	440,475	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務課長	30	47.2	357,352	1,684	355,668	2係以上又は構成員10人以上の課 の長 職能資格等が上記課の長と同等と認 められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	17	48.3	374,407	-	374,407	
	短 大 卒	4	42.6	336,086	-	336,086	
	高 校 卒	8	48.5	339,621	6,341	333,280	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	技術課長	38	48.4	409,430	1,044	408,386	同上
	大 学 卒	20	48.0	430,014	1,437	428,577	
	短 大 卒	4	45.3	432,823	2,732	430,091	
	高 校 卒	14	49.9	373,973	-	373,973	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者
	大 学 卒	9	44.1	334,856	9,612	325,244	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
	短 大 卒	5	43.0	326,188	16,229	309,959	課長に直属し部下4人以上を有する者
	高 校 卒	-	-	-	-	-	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる
	中 学 卒	4	45.4	345,870	1,205	344,665	課長代理及び課長代理級専門職
		-	-	-	-	-	※課長代理の他、中間職(課長-係長間)を含む。
	技術課長代理	13	48.0	385,891	28,933	356,958	同上
	大 学 卒	11	47.1	391,142	34,154	356,988	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	52.8	356,800	-	356,800	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	44	44.1	334,630	36,777	297,853	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	23	43.2	349,146	41,312	307,834	
	短 大 卒	6	41.9	334,555	34,409	300,146	
	高 校 卒	15	46.3	312,840	30,874	281,966	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	31	44.2	366,988	61,387	305,601	同上
	大 学 卒	22	42.6	366,506	59,966	306,540	
	短 大 卒	2	49.5	350,333	17,440	332,893	
	高 校 卒	7	47.8	373,103	77,993	295,110	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	39	39.8	311,540	51,601	259,939	係長等のいる事業所における主任
	大 学 卒	25	39.0	314,970	49,995	264,975	係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者
	短 大 卒	6	38.5	296,445	62,256	234,189	係長等のいない事業所において、職能資格等
	高 校 卒	8	43.2	312,069	48,487	263,582	が上記主任と同等と認められる主任
	中 学 卒	-	-	-	-	-	※主任の他、中間職(係長-係員間)を含む。
	技術主任	63	41.2	338,633	71,823	266,810	同上
	大 学 卒	47	40.0	337,314	69,587	267,727	
	短 大 卒	8	42.7	348,292	83,040	265,252	
	高 校 卒	8	46.2	336,830	73,823	263,007	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	234	35.9	239,483	19,724	219,759	
	大 学 卒	110	34.2	250,226	22,649	227,577	
	短 大 卒	62	36.8	240,697	19,005	221,692	
	高 校 卒	62	37.8	219,306	15,263	204,043	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術係員	106	34.5	296,463	54,770	241,693	
	大 学 卒	65	32.0	303,633	60,286	243,347	
	短 大 卒	17	32.9	263,628	44,856	218,772	
	高 校 卒	24	42.1	300,536	46,905	253,631	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

その2 給与比較の対象外職種

全規模

職 種 名		調 査 実 人 員	平均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
技能・労務 関係職種	電 話 交 換 手	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	{ 見習、外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき、他 の事業所において業務に従事 している者を除く。}
	自 家 用 乗 用 手 自 動 車 運 転 手	3	52.0	345,694	20,493	325,201	
	守 衛	15	51.8	412,040	64,170	347,870	
	用 務 員	2	54.5	266,669	-	266,669	
教育 関係 職種	大 学 学 部 長	7	58.9	740,873	-	740,873	
	大 学 教 授	84	57.2	626,660	-	626,660	
	大 学 准 教 授	77	48.7	525,427	-	525,427	
	大 学 講 師	43	42.1	470,619	-	470,619	
	大 学 助 教	15	38.5	383,291	-	383,291	
	高 等 学 校 校 長	2	64.4	567,828	-	567,828	
	高 等 学 校 教 頭	3	58.8	530,805	-	530,805	
	高 等 学 校 教 諭	87	43.8	482,255	1,259	480,996	
研究 関係 職種	研 究 所 長	x	x	x	x	x	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上 の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の 職名を有する者、上記研究部(課) 長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 (課) 長	45	50.6	653,841	3,672	650,169	
	研 究 室 (係) 長	29	45.3	532,159	99,248	432,911	
	主 任 研 究 員	71	42.8	505,396	32,308	473,088	
	研 究 員	155	40.4	422,964	75,174	347,790	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	61.0	1,499,305	-	1,499,305	{ 部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの 職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副 院 長	2	57.5	1,687,075	-	1,687,075	
	医 科 長	9	52.5	1,312,890	12,781	1,300,109	
	医 師	13	48.2	1,399,200	297,906	1,101,294	
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上
	薬 局 長	6	48.1	460,794	19,790	441,004	
	薬 剤 師	21	35.8	342,233	17,775	324,458	
	診 療 放 射 線 技 師	33	39.8	359,631	35,111	324,520	
	臨 床 検 査 技 師	31	39.2	301,416	27,263	274,153	
	栄 養 士	28	37.1	275,480	30,777	244,703	
	理 学 療 法 士	70	32.5	298,996	20,554	278,442	
	作 業 療 法 士	61	31.4	285,769	19,210	266,559	
	総 看 護 師 長	8	53.9	488,169	14,553	473,616	{ 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人 以上
	看 護 師 長	86	45.9	402,545	45,625	356,920	
	看 護 師	186	38.6	335,291	44,791	290,500	
	准 看 護 師	107	46.2	317,401	47,957	269,444	

その3 再雇用者

全規模

職 種 名		調 査 実人員	平均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長・工場長	人	歳	円	円	円	その 1 の 1 全規模の備考欄参照
	60歳男性	-	-	-	-	-	
	事務・技術部長	32	62.4	428,677	4,538	424,139	
	60歳男性	11	60.0	481,788	1,519	480,269	
	事務・技術部次長	3	64.5	506,521	-	506,521	
	60歳男性	x	x	x	x	x	
	事務・技術課長	36	61.7	356,227	3,404	352,823	
	60歳男性	9	60.0	336,530	11,819	324,711	
	事務・技術課長代理	18	62.7	357,751	7,232	350,519	
	60歳男性	2	60.0	397,463	40,860	356,603	
	事務・技術係長	19	61.3	356,126	32,396	323,730	
	60歳男性	9	60.0	397,248	27,565	369,683	
	事務・技術主任	9	61.7	327,034	44,413	282,621	
	60歳男性	x	x	x	x	x	
	事務・技術係員	477	62.2	255,134	18,076	237,058	
	60歳男性	101	60.0	270,265	21,164	249,101	

第16表 行政職給料表の職務の級への民間事業所従業員の格付

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模 500 人以上	企業規模 100 人以上 500 人未満	企業規模 100 人未満
7 級	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	_____	_____
6 級	事 務 課 長 技 術 課 長	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長
5 級			
4 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 技 術 課 長	事 務 部 次 長 技 術 部 次 長
3 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理 事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 課 長 技 術 課 長 事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 技 術 課 長 事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理
2 級	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長
1 級	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部 2・3 級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部 2 級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部 2 級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員

(注) 主任の一部とは、係制をとっていない事業所で、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者をいう。

第17表 民間における初任給の改定状況

(単位: %)

学歴 企業規模		項 目	採用あり			採用なし
			初任給の改定状況			
			増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	計	38.5	(44.6)	(55.4)	(0.0)	61.5
	500人以上	39.9	(53.0)	(47.0)	(0.0)	60.1
	100人以上 500人未満	37.1	(41.5)	(58.5)	(0.0)	62.9
	100人未満	38.5	(25.4)	(74.6)	(0.0)	61.5
高 校 卒	計	15.9	(50.4)	(49.6)	(0.0)	84.1
	500人以上	19.8	(52.2)	(47.8)	(0.0)	80.2
	100人以上 500人未満	14.0	(51.4)	(48.6)	(0.0)	86.0
	100人未満	9.6	(32.0)	(68.0)	(0.0)	90.4

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである(事業所単位による集計)。

2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第18表 民間における定期昇給制度の状況

(単位: %)

役職段階		項 目	定期昇給制度あり				定期昇給制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係員	計	92.2	38.6	78.3	55.6	7.8	
	500人以上	92.3	35.6	78.9	65.3	7.7	
	100人以上 500人未満	92.3	49.6	76.6	51.8	7.7	
	100人未満	91.2	37.0	81.2	40.2	8.8	
課長級	計	83.2	34.4	72.1	46.9	16.8	
	500人以上	78.2	25.5	68.9	48.6	21.8	
	100人以上 500人未満	86.8	43.9	72.2	47.3	13.2	
	100人未満	86.5	30.3	78.9	40.2	13.5	

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含めて集計したものである。

2 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第19表 民間における特別給の支給状況

区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目	下半期 (A 1)	円 361,867	円 266,211
	上半期 (A 2)	367,414	263,821
特別給の 支 給 額	下半期 (B 1)	円 807,465	円 495,885
	上半期 (B 2)	816,775	503,062
特別給の 支給割合	下半期 $\frac{(B 1)}{(A 1)}$	月分 2.23	月分 1.86
	上半期 $\frac{(B 2)}{(A 2)}$	2.22	1.91
	年 間 計	月分 4.45	月分 3.77

(注) 下半期とは平成 29 年 8 月から平成 30 年 1 月まで、上半期とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項 目	部 長 級		課 長 級		係 員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
計	46.8	53.2	48.3	51.7	55.7	44.3
500 人 以 上	40.6	59.4	41.7	58.3	54.5	45.5
100 人 以 上 500 人 未 満	52.9	47.1	55.1	44.9	60.6	39.4
100 人 未 満	44.6	55.4	44.2	55.8	43.5	56.5

第21表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当制度 がある	配偶者に 家族手当を 支給する	配偶者に対する家族 手当を見直す予定又は 見直すことについて 検討中	税制及び社会保障 制度の見直し動向等 によっては見直すこと を検討する	配偶者に対する家族 手当を見直す予定が ない（検討も行って いない）
66.4%	(93.3%)	[11.4%]	[9.6%]	[79.0%]

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	11,104円
配 偶 者 と 子 1 人	17,615円
配 偶 者 と 子 2 人	23,858円

(注) 配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備 考 職員の扶養手当の現行支給月額は、子について1人につき10,000円、子以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第22表 民間における住宅手当（借家・借間）の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	49.6%
非 支 給	50.4%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の 最高支給額の中位階層	27,000円 以上 28,000円 未満

備 考 職員の住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

3 生計費及び労働経済関係資料

平成30年 4 月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費…………… 食料

住 居 関 係 費…………… 住居，光熱・水道，家具・家事用品

被服・履物費…………… 被服及び履物

雑 費 I…………… 保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽

雑 費 II…………… その他の消費支出（諸雑費，こづかい，交際費，仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定方法

2人～5人世帯については、家計調査における平成30年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価，消費水準の変動分を加味して、平成30年4月の各費目別標準生計費を算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成29年1月～12月家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第23表 広島市における費目別、世帯人員別標準生計費

（単位：円）

費 目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	26,033	41,639	51,721	61,794	71,875
住 居 関 係 費	59,808	65,545	58,938	52,323	45,715
被 服 ・ 履 物 費	2,187	7,634	8,769	9,905	11,041
雑 費 I	32,980	29,790	55,249	80,722	106,181
雑 費 II	5,186	11,855	14,688	17,517	20,346
合 計	126,194	156,463	189,365	222,261	255,158

第24表 労働経済指標

項目 年度・年月	賃金・労働時間												
	全国（全国調査）									広島県（地方調査）			
	① きまって支給する給与 （調査産業計）		② 所 定 内 給 与 （調査産業計） 一般労働者			③ 所 定 外 給 与 （調査産業計）		④ 総 実 労 働 時 間 数 （調査産業計）	⑤ 所 定 外 労 働 時 間 数 （調査産業計）	⑥ きまって支給する給与 （調査産業計）		⑦ 所 定 内 給 与 （調査産業計）	
	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （％）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （％）	前年度比・ 前年同月比 （％）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （％）	（時間）	（時間）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （％）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （％）
平成28年度	290.0	0.3	265.0	0.4	0.2	25.0	△ 0.4	148.3	12.7	287.3	0.9	258.0	1.1
平成29年度	291.4	0.5	266.5	0.6	0.5	24.8	△ 0.8	147.9	12.6	289.3	0.7	259.9	0.7
平成29年 4月	295.0	0.3	268.9	0.6	0.3	26.1	△ 0.6	153.1	13.2	296.1	1.8	264.7	1.9
5月	289.1	0.5	264.8	0.7	0.4	24.2	△ 1.0	144.7	12.3	289.1	1.6	260.6	1.7
6月	291.5	0.4	267.3	0.7	0.4	24.2	△ 1.6	154.2	12.3	291.6	1.5	262.4	1.5
7月	291.3	0.4	267.1	0.6	0.5	24.2	△ 1.3	150.5	12.4	291.3	1.5	262.2	1.7
8月	289.3	0.4	265.3	0.4	0.2	24.1	0.2	144.5	12.0	289.1	1.8	260.5	2.0
9月	291.1	0.7	267.1	0.8	0.5	24.0	△ 0.5	148.4	12.5	289.1	1.2	261.2	1.5
10月	291.6	0.2	266.6	0.4	0.4	25.0	△ 1.5	149.7	12.8	291.1	0.4	261.9	0.5
11月	291.8	0.4	266.0	0.4	0.3	25.8	0.6	150.9	13.1	289.8	0.9	259.7	1.0
12月	291.9	0.4	266.0	0.5	0.3	25.9	0.1	148.9	13.2	290.9	0.8	260.5	0.8
平成30年 1月	290.0	0.7	265.6	0.8	0.7	24.3	△ 1.4	139.0	12.0	283.1	△ 0.7	254.3	△ 1.0
2月	290.0	0.2	265.3	0.4	0.5	24.7	△ 2.1	143.1	12.4	284.1	△ 1.1	254.2	△ 1.4
3月	293.8	0.8	268.4	0.9	1.0	25.4	0.1	147.6	12.9	286.2	△ 1.3	256.5	△ 1.3
4月	296.6	0.6	270.7	0.7	0.7	25.9	△ 0.8	150.9	13.0	291.1	△ 1.6	260.7	△ 1.4
5月	292.7	1.2	268.3	1.3	1.1	24.4	0.6	146.6	12.4	286.3	△ 1.1	258.0	△ 1.0
6月	295.1	1.3	270.2	1.1	0.9	24.9	2.6	152.7	12.4	290.0	△ 0.5	261.4	△ 0.4

資料出所：①～⑩、⑬厚生労働省「毎月勤労統計調査報告」、⑪総務省「家計調査報告」、⑫総務省「消費者物価指数月報」、
⑭総務省「労働力調査報告」、⑮厚生労働省「職業安定業務月報」

- (注) 1 ①、②、③、⑥、⑦、⑫及び⑬については平成27年平均＝100とした指数を基礎としている。
2 ⑧の増減率は実数比較による。
3 ①～⑩、⑬は事業所規模30人以上の数値である。

				生計費				物価		雇用		
⑧ 所 定 外 給 与 (調 査 産 業 計)		⑨ 総 実 労 働 時 間 数 (調査産業計)	⑩ 所 定 外 労 働 時 間 数 (調査産業計)	⑪ 消 費 支 出 (二人以上の世帯)				⑫ 消費者物価指数		⑬ 常用雇用 指数 (調査産業計)	⑭ 完全失業率 (季節調整値)	⑮ 有効求人 倍率 (季節調整値)
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(%)	(倍)
29.3	△ 0.3	154.4	14.6	282.2	△ 1.8	306.8	9.8	△ 0.1	△ 0.1	0.9	3.0	1.39
29.4	0.3	154.2	14.6	283.0	0.3	303.1	△ 1.2	0.7	0.6	1.6	2.7	1.54
31.4	1.0	159.9	15.3	295.9	△ 0.9	298.3	△ 12.5	0.4	0.2	1.6	2.8	1.47
28.5	△ 0.2	149.4	14.0	283.1	0.4	325.2	0.0	0.4	0.3	1.8	3.0	1.49
29.1	0.7	162.0	14.4	268.8	2.8	294.9	3.3	0.4	0.1	1.5	2.8	1.50
29.2	0.1	157.6	14.8	279.2	0.4	300.2	1.8	0.4	0.5	1.7	2.8	1.51
28.6	△ 0.4	151.0	14.0	280.3	1.4	308.7	4.0	0.7	0.6	1.4	2.8	1.52
27.9	△ 1.5	154.1	14.2	268.8	0.6	230.3	△ 21.3	0.7	0.8	1.7	2.8	1.53
29.2	△ 0.7	156.3	14.8	282.9	0.3	276.9	△ 12.3	0.2	0.0	1.8	2.8	1.55
30.1	0.2	157.4	15.0	277.4	2.4	320.2	6.4	0.6	0.4	1.8	2.7	1.56
30.5	0.6	155.5	15.8	322.2	1.2	316.5	△ 2.8	1.0	0.8	1.5	2.7	1.59
28.8	1.7	143.3	13.8	289.7	3.7	273.0	△ 8.5	1.4	1.5	1.4	2.4	1.59
29.9	2.1	150.0	14.5	265.6	1.9	268.7	△ 3.1	1.5	1.4	1.6	2.5	1.58
29.7	△ 0.6	153.4	14.7	301.2	1.1	285.8	△ 26.8	1.1	1.1	1.5	2.5	1.59
30.4	△ 3.3	157.3	14.7	294.4	△ 0.5	319.3	7.1	0.6	0.5	1.2	2.5	1.59
28.3	△ 0.8	150.5	13.7	281.3	△ 0.6	253.1	△ 22.2	0.7	0.5	1.3	2.2	1.60
28.6	△ 1.8	159.7	14.2	267.6	△ 0.4	255.9	△ 13.2	0.7	0.6	1.3	2.4	1.62



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。